

国史見在社について

Research Materials

三橋 健

国史見在社の定義

国史見在社とは「六国史に見在する式内社以外の神社」と定義される。ただ、六国史には社名でなく神名で記載されているから、国史見在社と称するのが適切とも思われる。そうはいうものの、式内社の場合は「神名帳」と称しているが、神名でなく、ほとんどが社名で記載されている。このように律令時代では、社名（神社名）と神名（祭神名）との区別を曖昧に用いている場合が少なくないのである。そのようなことで、ここでも両者の区別を厳密にしないことにした。

それはともかく、国史見在社は国史現在社とも表記され、ともに「こくしげんざいしゃ」と読んでいる。名称の国史は律令時代に編纂された官撰の正史である六国史、すなわち『日本書紀』『続日本紀』『日本後紀』『続日本後記』『日本文徳天皇実録』『日本三代実録』を指している。次ぎの見在は現在と同じであるが、古くは見在と用いる場合が多い。いづれにせよ、ここでの見在・現在は六国史のなかに実際に現存しているとの意味である。最後の社はその神を祭る神社のことである。要するに、六国史にその名が所載されている神社との意味である。そのようなこと

で、国史見在社は国史所載社⁽¹⁾とも、さらに古くは国史記載社とも称されたのである。なお、国史記載社との名称については後述する。

しかし、これら国史見在社・国史現在社・国史所載社・国史記載社などの名称は、広義には国史（六国史）に記載される神社となり、そこには当然のことながら式内社も含まれているのである。そこで、これを六国史に記載する式内社以外の神社に限定して、これらの名称を用いることにしたのである。

国史見在社の名称

梅田義彦は「以前は、国史見在社のことを、式外旧社、式外社、式外諸神などと呼び、国史所載社（官社を含む）の語と並んで国史見在社の称を用いるに至ったのは明治以後である」と述べ、その証左として、明治四年五月十四日の太政官布告の中に「式内及国史見在社ノ諸社」と記すこと、また同日長尾藩の伺に対する同年六月十二日の太政官の指令に「式内并国史現在ノ神社」とあること、さらに明治三十年代以前に所定された「府県郷村社格内規」の第一条中に「延喜式若クハ六国史所載ノ神社⁽²⁾」と見えることを掲げている。

また近藤喜博も「国史現在社の呼称の初見は何か」と求め、「管見によれば明治年間に入ってから」と述べ、明治七年六月二十九日に、教部大輔宍戸璣の名で出した達書第二十八号に「国史見在ノ神社」とあるのを証拠として掲げている。

確かに両先学が述べるように、国史見在社・国史現在社、あるいは国史見在社ノ諸社・国史現在ノ神社・六国史所載ノ神社などという用語に限定すれば、これらは明治以後から用いられたということになる。しかし「六国史に見在する式内社以外の神社」との定義に基づいて、そのような神社の用語をたずねると、管見によれば、江戸時代前期にまで遡る事ができるのである。

それは『加能越式内等旧社記』（一冊、尊経閣文庫所蔵⁴）の中に見られる国史記載社という用語である。これが後にいう国史見在社を意味することは明らかである。そこで、いま少し詳しく本書の成立や内容等について述べておくことにする。

まず本書の成立をみると、末尾に、

原本奥書

承応貳年癸巳閏六月廿六日書写之畢 同廿七日校合了

右旧社記三卷以白山長吏所蔵之古写本謄写之加一校畢

柿園 紀 良見

と記してある。この奥書から本書は加賀国一宮の白山畔神社の長吏が所蔵する古写本であり、それは承応二年（一六五三）閏六月二十六日に書写し、さらに同月二十七日校合したものを柿園紀良見（森田平次⁵）が謄写したとある。つまり著者不詳であるが、江戸時代前期の承応二年に成立していたことは明らかである。

つぎに内容は、加賀・能登・越中の式内社と国史見在社および式外の古社を、郡毎に載せ、鎮座地・祭神・社名・由緒等を記してあり、問題の国史記載社（国史見在社）に視点を移すと、加賀国では江沼郡二社、

加賀郡一社、能登国はなく、越中国では礪波郡一社、射水郡三社、婦負郡一社が見える。

そこで、具体的に加賀国江沼郡の分で見ると、御木神社には「式内一座」と記すが、治田若御子神社には「国史記載社也」とある。さらに山代大堰神社にも「国史記載社也」と記している。このように国史記載社という語を用いているのである。

また、伴信友の『神名帳考証』には「式外旧社」、文化九年（一八二二）二月に成稿した吉野重泰の『式外神名考』には「式外神名」、文政九年（一八二六）仲冬に成稿した平経惟の『国史神名考』には「国史神名」とあり、本文中では式内社を「官社」、国史見在社を「国社」と記している。さらに松岡調の『式外官社録』は「式外」、鈴鹿連胤の『神社叢録』には「式外社」、栗田寛の『神祇志料』には「式外諸神」という語が用いられている。

このように、明治時代以前は、国史見在社のことを、式外旧社・式外神名・国史神名・国社・式外・式外社・式外諸神などと呼んでいたのがある。ところが、明治時代になると、国史見在社ノ諸社・国史現在ノ神社・六国史所載ノ神社という語が用いられ、それらが整理されて、現在、一般的にいう国史見在社・国史現在社・国史所載社などという語に定着したのである。そのような過程のなかで、はやく江戸時代前期において国史記載社という語が用いられていたことに留意しておきたいのである。なお、今後とも名称の変遷に関する詳しい調査研究が俟たれるのである。

国史見在社の意義

律令時代の神社、すなわちわが国の代表的な古社の解明には、少なくとも式内社・国史見在社・国内神名帳社（国帳社）の確か豊富な史料・資料が必要である。

このうち最初の式内社は『延喜式』巻九・巻十所収の『神名帳』に記載されている天神地祇二千八百六十一社、三千百三十二座のことで、これらの調査・研究は江戸時代から盛んに行われてきており、すでに膨大な調査報告書も刊行されている⁽⁸⁾。

それに比べて、ここに述べてきた国史見在社は、式内社と同等の歴史や由緒、そして価値をもつ古社であるけれども、その確かな社数も把握されておらず、各地の現地調査や神社の比定も進んでいないのが現状である。

最後の国内神名帳社も、国史見在社と同じように調査や研究は進んでいない。国内神名帳のなかには、式内社や国史見在社も記載されているので、この神名帳社は諸国の神社を把握するための根本史料である。しかし、現存するものは、日本六十六カ国のうちの二十二カ国に過ぎないのである⁽⁹⁾。今後の調査によって、残る四十四カ国の国内神名帳が見出されることが期待されている。

ところで、国史見在社が官撰の正史である六国史に記載された理由をたずねてみると、ほとんどは神階叙位である。ついで奉幣・靈験などであり、ほかに祭祀・大祓・遷座・寄進・祈請・社殿の造営などの記事も見られる。しかし、何らかの事由で官社に列せられなかった、換言すれば、延喜式神名帳に登載されなかったのであるが、その理由がいかなるものであったのかを詳しくたずねることにより、あるいは国史見在社の特性が浮き彫りにされるかも知れないのである。一説に神仏習合が著しい神社だからとか、創祀の年代が新しいなどの理由が述べられるが、それだけではないであろう。

それはともかく、国史見在社のもつ価値や重要さは、式内社と同等ないしそれに次ぐ位置にあり、なかには京都の石清水八幡宮や大原野神社、あるいは福岡の香椎宮などのように国家や朝廷から奉幣をうけ、社格の高い神社も含まれている。このように国史見在社はわが国の代表的な古

社として重視されてきたのであるが、その総数さえも確定していないのが現状である。

国史見在社の総数

そうはいくものの国史見在社の総数は、三百九十一社とか四百六十一社とか、あるいは四百四十七社などといわれている。このように総数がそれぞれに異なっているのは、六国史以外から採択したからであり、また六国史からの採択でも、その仕方や社の数え方の相違によるものである。

ちなみに、近藤喜博は『稿本国史現在社神名帳』の「覚書」のなかで、前記した文政九年仲冬成稿の平経惟編『国史神名考』（近藤は天理大学吉田文庫蔵、写本、五巻一冊にもとづいている。なお、稿本が大阪府立中之島図書館に、写本が神宮文庫に所蔵される）の巻末に、

宮中京中	官社三十三座	国社七十二座
畿内神	官社百九十三座	国社八十座
東海道	官社百十五座	国社六十七座
東山道	官社八十九座	国社九十六座
北陸道	官社三十五座	国社二十九座
山陰道	官社六十九座	国社四十七座
山陽道	官社三十座	国社三十九座
南海道	官社五十二座	国社五十一座
西海道	官社六十六座	国社五十二座
総計	但シ不数宮中京中	
官社合	六百四十七社	
国社合	四百六十一社	

とあるのを掲げている。ここに国社（国史見在社）の総数を四百六十一社とするが、これは六国史以外から採択したものも含まれている。また、

国社の合計を四六一社と記すが、これは五三三社の誤りであり、官社の合計も六四七社はなく六八二社である。現在の事典・辞典の多くは「国史現在社」との項目を設けているが、その総数については、いずれも、「約四百社前後」というあいまいな表記となっている。⁽¹⁰⁾

なお、全国六十八ヶ国中で、志摩・参河・伊豆・相模・安房・越後・備前・大隈の八ヶ国には国史見在社を見出すことができない。ところが梅田義彦は備前にも国史見在社が存在するとして、見上神と真賀山神の二神を掲げ、これらの神階授位の記事が『三代実録』卷十一清和天皇貞観七年七月乙巳(二十六日)の条に見えるところ⁽¹¹⁾。そこで同条を見ると「備前国正六位上神根神。壹岐嶋正六位上見上神。真賀山神等並從五位下」と記してある。このように見上神と真賀山神は備前でなく、壹岐嶋に所在する神祇であり、これは明らかに梅田の誤記であることがわかる。しかも、見上神は壹岐の、神根神は備前の式内社である。よって、今のところ備前も国史見在社は存在しないとするのが妥当な判断と考えている。

註

- (1) 『神道大辞典』(昭和十四年六月、平凡社)に「またこれを国史所載社ともいふ」とあり、『神道事典』(平成六年七月、國學院大學日本文化研究所)にも「国史見在社、国史所載社ともいう」とある。いずれも「国史現在社」の項目中。
- (2) 梅田義彦「国史見在社考」(『神祇制度史の基礎的研究』所収、昭和三十九年三月)。
- (3) 近藤喜博「稿本国史現在社神名帳」(昭和五十年二月、私家版)。
- (4) 本書は、明治四十一年十二月に『神祇全書』第五輯に収録され、ついで昭和六十二年十二月に『神道大系』神社編(若狭・越前・加賀・能登国)に収録された。
- (5) 柿園紀良見は加賀藩藩主前田家の家史編纂に従事した森田平次のこと。柿園は号、紀は本姓、良見は諱である。明治四十一年に八十六歳で没した。
- (6) 梅田・近藤ともに、能登では高倉彦神を掲げている。
- (7) 本書では越中国射水郡の分に「垂比咩神社、国史記載社」を掲げるが、この神社は『三代実録』元慶三年六月二十三日壬午の条に見える「加賀国正六位上(中略)垂比咩神、並從五位下」であると考えられる。

(8) 例えば、『式内社調査報告』全二十五卷(式内社研究会編)がある。

(9) 詳しくは、三橋健「国内神名帳の研究」論説編・資料編(平成十一年五月)を参照。

(10) 梅田義彦は「国史見在社考」で「宮中、京中、および山城国以下六十一箇国を通じて見在社はすべて三百九十一箇所に達する」と記すが、すぐ後の事由について述べたところでは、授位四〇七、奉告六、奉幣一三、祭祀八、神領奉寄一、寄進一、祈請七、鎮祭三、靈験発揚二、神崇一、その他三、合計四五八社と記している。これは合計四五八でなく四五二であり、しかも前記の三九一社とも相違しており、記述に混乱がみられる。恐らく『世界宗教大事典』「しんとう(神道)」の項に「式内社以外で六国史にその名を記されている三九一社の神社を、(国史現在社)と呼んで、式内社につぐものとした」と記すのは梅田の「国史見在社考」によるものと思われる。また、近藤喜博の「稿本国史現在社神名帳」には「国史現在社の数、『国史神名考』に示された式外国社の総数は四六一社とし、『式外官社名帳』(旧熱田文庫本、角田忠行書写)は「社四四七所」として、相互に総数を異にする」と記し、さらに「私の稿本国史現在帳も、その数え方には難渋する場合なしとはしなかったが、大要四〇〇余社を数えることができる」としている。最近の『神道史大辞典』(吉川弘文館)「国史見在社」の解説にも「約四百社前後を数える」と記している。

(11) 詳しくは、梅田義彦「国史見在社考」を参照。なお、『神道史大辞典』「国史見在社」の解説に「志摩・三河・伊豆・相模・安房・越後・大隈を除いた全国に所在し」とするのも、梅田説によるものと思われる。しかし、備前にも国史見在社は見出せないから、上記の国史見在社を見出すことのできない諸国の中に備前を加えるべきである。

国史見在社表覽

凡例

- 一 宮中・京中・五畿内七道諸国に所在する国史見在社を、国別に年次を追って表覽したものである。
- 二 出典の六国史はすべて「新訂増補国史大系本」を用い、巻数・頁数を示した。
- 三 事項は、便宜のため、必要以上に読点を付した。なお、「国史大系本」の校注で必要なものは、その文字の右脇に・印を付してカッコ内に示したが、諸異本の略称は煩雑になるので掲げなかった。詳しくは各書の凡例を見ていただきたい。
- 四 六国史の書名には、以下の略称を用いた。日本書紀Ⅱ書紀上下・続日本紀Ⅱ続紀・日本後紀Ⅱ後紀・続日本後紀Ⅱ続後紀・日本文徳天皇実録Ⅱ文実・日本三代実録Ⅱ三実。
- 五 備考に用いた主な参考文献は、鈴鹿連胤『神社叢録』・栗田寛『神祇志料』・梅田義彦「国史見在社考」・近藤善博『稿本国史現在社神名帳』（「国史現在社神名帳」と略称）などである。

宮中（七所）

神名	天皇	年月日	事項	事由	出典・頁
庭火御竈神	聖武	天平三・正・二十六乙亥	神祇官奏。庭火御竈。四時祭祀。永為「常例」。	祭祀	続紀十一・一二五
庭火皇神	文徳	齋衡二・十二・朔丙子 天安元・四・六癸酉	内膳司。庭火皇神。並授 ^二 從五位下 ^一 。	授位	文実七・七七
庭火神	清和	貞観元・正・二十七甲申 貞観九・正・二十六丁卯	内膳司。忌火。庭火皇（據齋衡二年十二月紀補）神。並授 ^二 從五位下 ^一 。 内膳司。從五位下。庭火皇神。（中略）並從五位上。 授 ^二 内膳司 ^一 。從五位上。庭火皇神。從四位下 ^一 。 授 ^二 内膳司 ^一 。從四位下。庭火神。從四位上 ^一 。	授位	文実九・九七 三実二・一七 三実十四・二一〇
齋火武主比命神	陽成	元慶二・七・八辛丑	授 ^二 内膳司 ^一 。從四位下。庭火神。從四位上 ^一 。	授位	三実三十四・四三三
	文徳	齋衡二・十二・朔丙子	大炊寮（中略）齋火武主比命神。（中略）並授 ^二 從五位下 ^一 。	授位	文実七・七七
	清和	貞観元・正・二十七甲申	大炊寮（中略）齋火武主比命神。（中略）並從五位上。	授位	三実二・一七
酒甕神	文徳	齋衡三・九・十一辛亥	造酒司。酒甕神。從五位下。大邑刀自。小邑刀自神。等。並預 ^二 春秋祭 ^一 。	祭祀	文実八・八四
甕神	清和	貞観八・十一・朔壬寅	造酒司。從五位下。次邑刀自甕神。准 ^二 大邑刀自。小邑刀自。甕神。等 ^一 。 預 ^二 春秋二季祭 ^一 。	祭祀	三実十三・二〇二
大邑刀自神	文徳	齋衡三・九・十一辛亥	造酒司。酒甕神。從五位下。大邑刀自。小邑刀自神。等。並預 ^二 春秋祭 ^一 。	祭祀	文実八・八四
	清和	貞観元・正・二十七甲申 貞観八・十一・朔壬寅	造酒司。從五位下。大戸自神。等。並從五位上。 造酒司。從五位下。次邑刀自甕神。准 ^二 大邑刀自。小邑刀自。甕神。等 ^一 。 預 ^二 春秋二季祭 ^一 。 造酒司。從五位下。大邑刀自。小邑刀自神。等。並預 ^二 春秋祭 ^一 。 造酒司。從五位下。次邑刀自甕神。准 ^二 大邑刀自。小邑刀自。甕神。等 ^一 。 預 ^二 春秋二季祭 ^一 。 造酒司。從五位下。大戸自神。等。並從五位上。 造酒司。從五位下。次邑刀自甕神。准 ^二 大邑刀自。小邑刀自。甕神。等 ^一 。 預 ^二 春秋二季祭 ^一 。 造酒司。從五位下。大邑刀自。小邑刀自神。等。並預 ^二 春秋祭 ^一 。 造酒司。從五位下。次邑刀自甕神。准 ^二 大邑刀自。小邑刀自。甕神。等 ^一 。 預 ^二 春秋二季祭 ^一 。	授位	三実二・一七 三実十三・二〇二

小邑刀自甕神	文徳	齋衡三・九・十一辛亥	造酒司。酒甕神。從五位下。大邑刀自。小邑刀自神。等。並預「春秋祭」。	祭祀	文実八・八四
次邑刀自甕神	清和	貞観八・十一・朔壬寅	造酒司。從五位下。次邑刀自甕神。准 ^二 。大邑刀自。小邑刀自。甕神。等 ^一 。預「春秋二季祭」。	祭祀	三実十三・二〇二
忌火神	文徳	天安元・四・六癸酉	内膳司。忌火。庭火皇神。並授 ^二 從五位下 ^一 。	授位	文実九・九七
次邑刀自甕神	清和	貞観八・十一・朔壬寅	造酒司。從五位下。次邑刀自甕神。准 ^二 。大邑刀自。小邑刀自。甕神。等 ^一 。預「春秋二季祭」。	祭祀	三実十三・二〇二

（備考）『国史現在社神名帳』『神祇志料』には『三実』貞観元年正月廿七日甲申の条（一七頁）にみえる「无位。酒殿神。從五位下」を挙げているが、この神は『延喜式神名帳』宮中の神三十六座の造酒司に坐す神六座の中の「酒殿神二座」と考えられるので、掲げないことにした。

宮中 京中（十一所）

田村後宮今木大神	桓武	延暦元・十一・十九丁酉	叙 ^二 。田村後宮今木大神。從四位上 ^一 。	授位	統紀三十七・四八八
田心姫神	清和	貞観元・二・三十丙辰	太政大臣。東京一條第。從二位。勳八等。田心姫神。湍津姫神。市杵嶋姫神。並授 ^二 正二位 ^一 。	授位	三実二・二一〜二二
湍津姫神	清和	貞観元・二・三十丙辰	太政大臣。東京一條第。從二位。勳八等。田心姫神。湍津姫神。市杵嶋姫神。並授 ^二 正二位 ^一 。	授位	三実二・二一〜二二
市杵嶋姫神	清和	貞観元・二・三十丙辰	太政大臣。東京一條第。從二位。勳八等。田心姫神。湍津姫神。市杵嶋姫神。並授 ^二 正二位 ^一 。	授位	三実二・二一〜二二
市杵嶋姫神	清和	貞観六・十・十一甲子	太政大臣。東京一條第。從二位。勳八等。田心姫神。湍津姫神。市杵嶋姫神。並授 ^二 正二位 ^一 。	授位	三実九・一四一〜一四二
市杵嶋姫神	清和	貞観六・十・十一甲子	太政大臣。東京一條第。從二位。勳八等。田心姫神。湍津姫神。市杵嶋姫神。並授 ^二 正二位 ^一 。	授位	三実九・一四一〜一四二
市杵嶋姫神	清和	貞観六・十・十一甲子	太政大臣。東京一條第。從二位。勳八等。田心姫神。湍津姫神。市杵嶋姫神。並授 ^二 正二位 ^一 。	授位	三実九・一四一〜一四二
木枯神	清和	貞観四・四・二十四壬戌	授 ^二 皇太后宮。无位。木枯神。從五位下 ^一 。	授位	三実六・九二
黒山神	清和	貞観十五・九・二十七己丑	鑄錢司。正六位。上黒山神。火山神。並從五位下。	授位	三実二十四・三二九
火山神	清和	貞観十五・九・二十七己丑	鑄錢司。正六位。上黒山神。火山神。御本作大神、類史作大山神。並從五位下。	授位	三実二十四・三二九
東一條隅神	陽成	元慶元・四・十三甲申	頒 ^二 幣。梅宮。木嶋。貴布祢。故太政大臣。東一條隅神 ^一 。	授位	三実三十一・四〇二
生馬神	陽成	元慶三・二・四甲子	授 ^二 左馬寮。无位。生馬神。從五位下 ^一 。	授位	三実三十五・四四六

辰巳隅神	陽成	元慶三・閏十・二十三己酉	授 _二 織部司。正六位上。辰巳隅神。(中略)並從五位下 _一 。	授位	三実三十六・四六二
戌亥隅神	陽成	元慶三・閏十・二十三己酉	授 _二 織部司。正六位上。(中略)戌亥隅神。並從五位下 _一 。	授位	三実三十六・四六一

(備考)『三実』貞觀七年四月十七日丁卯条(一五四頁)「内藏頭從五位上藤原朝臣安方、向_二太政大臣東京第社_一。並奉_二楯榊御鞍等、告文、同_二石清水_一。」とあり、「太政大臣東京第社」を『国史現在社神名帳』『神祇志料』『神社敷録』は「田心姫神・湍津姫神・市杵島姫神」を祀るとして、この三神を一括して挙げているが、ここでは三神を別々としべきと判断した。

畿内 山城国(十八所)

堀雷氷都久雷湯豆波和氣神	文徳	仁壽元・八・三壬寅	授 _二 山城國。堀雷氷都(御本印一本无)久雷湯豆波和氣神。從五位下 _一 。	授位	文実三・三〇
和支神	清和	貞觀元・正・二十七甲申	從五位下。(中略)木嶋天照御魂神。和支神。並正五位下。	授位	三実二・一七
天野夫支賣神	清和	貞觀元・正・二十七甲申	從五位下。(中略)天野夫支賣神。(中略)鴨川合神等。並從五位上。	授位	三実二・一七
小社神	清和	貞觀元・正・二十七甲申	正六位上。與度神。(中略)无位。小社神。並從五位下。	授位	三実二・一七
		貞觀十二・十一・十七乙丑	又近 _二 於葛野鑄錢所。宗像。櫻谷。清水。堰。小社(恐当作杜、下同)。五神。奉 _二 鑄錢所新鑄錢 _一 。	奉幣	三実十八・二七九
大川原國津神	清和	貞觀元・五・二十八癸未	山城國。從五位下。大川原國津神。有市國津神。正六位上。天照御門神。並從五位上。	授位	三実二・三一
有市國津神	清和	貞觀元・五・二十八癸未	山城國。從五位下。大川原國津神。有市國津神。正六位上。天照御門神。並從五位上。	授位	三実二・三一
天照御門神	清和	貞觀元・五・二十八癸未	山城國。從五位下。大川原國津神。有市國津神。正六位上。天照御門神。並從五位上。	授位	三実二・三一
大原野社	清和	貞觀元・七・十四丁卯	遣 _二 使諸社 _一 。奉 _中 神寶幣帛 _上 。(中略)從五位下行(原作守、今從一本)。主殿權助藤原朝臣水谷為 _二 大原野社使 _一 。	奉幣	三実二・三五
		貞觀元・十一・十三甲子	大原野神祭。如 _レ 常。	祭祀	三実三・三九
		貞觀二・二・十辛卯	大原野神祭。如 _レ 常。	祭祀	三実四・四七
		貞觀三・二・二十五己巳	皇太(原作大、今從上文及華本印本)后向 _二 大原野神社 _一 奉 _レ 幣。	奉幣	三実五・六八
		貞觀七・二・三乙卯	大原野神祭。	祭祀	三実十・一四八
		貞觀七・四・十七丁卯	勅。奉 _レ 充 _二 諸明神。神田 _一 。(中略)大原野神。五段。	寄進	三実十一・一五四
		貞觀七・十二・十七甲子	勅。准 _二 春日。大原野神 _一 。春秋二祭。奉幣。永以為 _レ 例。	奉幣	三実十一・一六八
		貞觀八・十二・二十五丙申	詔以 _二 藤原朝臣湏惠子 _一 。為 _二 春日。并大原野神。齋 _一 。	齋女	三実十三・二〇六
		貞觀九・二・九己卯	大原野神祭。如 _レ 常。	祭祀	三実十四・二一〇

堰神	清水神 澄水神	宗像神	春日年祈神 興我萬代繼神	田中神	廣幡神		光孝	陽成	貞觀七・四・十七丁卯	遺 _下 從五位下行。木工權助和氣朝臣彥範 _一 。向 _三 石清水八幡大菩薩宮 _一 。奉 _中 楯矛并御鞍 _上 。	寄進	三実十・一五四
清和	清和	清和	清和	清和	清和		元慶元・四・九庚辰	元慶元・四・九庚辰	貞觀十一・十二・二十九壬子	遣 _下 使者。於石清水神社 _一 。奉幣 _上 。	奉幣	三実十六・二五六
貞觀十二・十一・十七乙丑	貞觀十三・四・三己卯	貞觀十二・十一・十七乙丑	貞觀十二・十一・十七乙丑	貞觀八・八・十四丙戌	貞觀五・五・二十二甲申		元慶元・六・十四癸未	元慶元・六・十四癸未	貞觀十二・十一・十七乙丑	遣 _下 使者者諸社 _一 。奉 _三 鑄錢司及葛野鑄錢所新鑄錢 _一 。(中略)石清水社使。主水佑正六位上。大中臣朝臣坂田麿。	奉幣	三実十八・二七九
貞觀十二・十一・十七乙丑	貞觀十三・四・三己卯	貞觀十二・十一・十七乙丑	貞觀十二・十一・十七乙丑	貞觀十六・閏四・七乙丑	貞觀五・五・二十二甲申		元慶二・二・九乙巳	元慶二・二・九乙巳	貞觀十四・三・二十三癸巳	分 _二 遣使者諸神社 _一 。奉幣。(中略)從五位上行。少納言兼侍從和氣朝臣彥範。為 _三 石清水社使 _一 。	奉幣	三実二十一・三〇五
所新鑄錢 _一 。	又近 _二 於葛野鑄錢所 _一 。宗像。櫻谷。清水。堰。小社(恐當作杜,下同)所新鑄錢 _一 。	又近 _二 於葛野鑄錢所 _一 。宗像。櫻谷。清水。堰。小社(恐當作杜,下同)所新鑄錢 _一 。	又近 _二 於葛野鑄錢所 _一 。宗像。櫻谷。清水。堰。小社(恐當作杜,下同)所新鑄錢 _一 。	授 _二 山城國。正六位上。興我萬代繼神。從五位下 _一 。	汚穢 _一 也。		仁和解・九・二十二癸卯	仁和解・九・二十二癸卯	貞觀十八・五・二十八甲辰	勅令 _下 山城國。每年米卅 _二 斛。充 _中 石清水八幡宮護國寺 _上 。永以為 _レ 例。石清水八幡護國寺。申牒備。	神宮寺	三実二十八・三七五
所新鑄錢 _一 。	又近 _二 於葛野鑄錢所 _一 。宗像。櫻谷。清水。堰。小社(恐當作杜,下同)所新鑄錢 _一 。	又近 _二 於葛野鑄錢所 _一 。宗像。櫻谷。清水。堰。小社(恐當作杜,下同)所新鑄錢 _一 。	又近 _二 於葛野鑄錢所 _一 。宗像。櫻谷。清水。堰。小社(恐當作杜,下同)所新鑄錢 _一 。	授 _二 山城國。正六位上。興我萬代繼神。從五位下 _一 。	汚穢 _一 也。		仁和解・二・五・二十六甲辰	仁和解・二・五・二十六甲辰	貞觀十八・八・十三丁巳	奉 _二 幣。於伊勢大神宮。及石清水八幡大菩薩宮。	神宮寺	三実二十九・三八〇
所新鑄錢 _一 。	又近 _二 於葛野鑄錢所 _一 。宗像。櫻谷。清水。堰。小社(恐當作杜,下同)所新鑄錢 _一 。	又近 _二 於葛野鑄錢所 _一 。宗像。櫻谷。清水。堰。小社(恐當作杜,下同)所新鑄錢 _一 。	又近 _二 於葛野鑄錢所 _一 。宗像。櫻谷。清水。堰。小社(恐當作杜,下同)所新鑄錢 _一 。	授 _二 山城國。從五位下。興(原作興、據朝本及類史改)我万代繼神。從五位上 _一 。	汚穢 _一 也。		仁和二・六・七乙卯	仁和二・六・七乙卯	貞觀十八・八・十三丁巳	奉 _二 幣。石清水八幡大菩薩宮。(中略)。祈 _二 甘雨 _一 也。	奉幣	三実三十一・四〇二
所新鑄錢 _一 。	又近 _二 於葛野鑄錢所 _一 。宗像。櫻谷。清水。堰。小社(恐當作杜,下同)所新鑄錢 _一 。	又近 _二 於葛野鑄錢所 _一 。宗像。櫻谷。清水。堰。小社(恐當作杜,下同)所新鑄錢 _一 。	又近 _二 於葛野鑄錢所 _一 。宗像。櫻谷。清水。堰。小社(恐當作杜,下同)所新鑄錢 _一 。	授 _二 山城國。從五位下。興(原作興、據朝本及類史改)我万代繼神。從五位上 _一 。	汚穢 _一 也。		仁和二・二・九乙巳	仁和二・二・九乙巳	貞觀十八・八・十三丁巳	分 _二 遣使者。於賀茂上下。(中略)石清水。(中略)梅宮。十一神社。奉幣。	奉幣	三実三十一・四〇七
所新鑄錢 _一 。	又近 _二 於葛野鑄錢所 _一 。宗像。櫻谷。清水。堰。小社(恐當作杜,下同)所新鑄錢 _一 。	又近 _二 於葛野鑄錢所 _一 。宗像。櫻谷。清水。堰。小社(恐當作杜,下同)所新鑄錢 _一 。	又近 _二 於葛野鑄錢所 _一 。宗像。櫻谷。清水。堰。小社(恐當作杜,下同)所新鑄錢 _一 。	授 _二 山城國。從五位下。興(原作興、據朝本及類史改)我万代繼神。從五位上 _一 。	汚穢 _一 也。		仁和二・五・二十六甲辰	仁和二・五・二十六甲辰	貞觀十八・八・十三丁巳	分 _二 遣使者者。奉 _二 幣馬。於賀茂御祖。(中略)石清水。	奉幣	三実三十三・四二三
所新鑄錢 _一 。	又近 _二 於葛野鑄錢所 _一 。宗像。櫻谷。清水。堰。小社(恐當作杜,下同)所新鑄錢 _一 。	又近 _二 於葛野鑄錢所 _一 。宗像。櫻谷。清水。堰。小社(恐當作杜,下同)所新鑄錢 _一 。	又近 _二 於葛野鑄錢所 _一 。宗像。櫻谷。清水。堰。小社(恐當作杜,下同)所新鑄錢 _一 。	授 _二 山城國。從五位下。興(原作興、據朝本及類史改)我万代繼神。從五位上 _一 。	汚穢 _一 也。		仁和二・五・二十六甲辰	仁和二・五・二十六甲辰	貞觀十八・八・十三丁巳	分 _二 遣使者者。於賀茂上下。(中略)石清水。(中略)梅宮。十一神社。奉幣。	奉幣	三実四十八・五九五
所新鑄錢 _一 。	又近 _二 於葛野鑄錢所 _一 。宗像。櫻谷。清水。堰。小社(恐當作杜,下同)所新鑄錢 _一 。	又近 _二 於葛野鑄錢所 _一 。宗像。櫻谷。清水。堰。小社(恐當作杜,下同)所新鑄錢 _一 。	又近 _二 於葛野鑄錢所 _一 。宗像。櫻谷。清水。堰。小社(恐當作杜,下同)所新鑄錢 _一 。	授 _二 山城國。從五位下。興(原作興、據朝本及類史改)我万代繼神。從五位上 _一 。	汚穢 _一 也。		仁和二・五・二十六甲辰	仁和二・五・二十六甲辰	貞觀十八・八・十三丁巳	分 _二 遣使者者。於賀茂上下。(中略)石清水。(中略)梅宮。十一神社。奉幣。	奉幣	三実四十九・六一〇
所新鑄錢 _一 。	又近 _二 於葛野鑄錢所 _一 。宗像。櫻谷。清水。堰。小社(恐當作杜,下同)所新鑄錢 _一 。	又近 _二 於葛野鑄錢所 _一 。宗像。櫻谷。清水。堰。小社(恐當作杜,下同)所新鑄錢 _一 。	又近 _二 於葛野鑄錢所 _一 。宗像。櫻谷。清水。堰。小社(恐當作杜,下同)所新鑄錢 _一 。	授 _二 山城國。從五位下。興(原作興、據朝本及類史改)我万代繼神。從五位上 _一 。	汚穢 _一 也。		仁和三・四・七庚戌	仁和三・四・七庚戌	貞觀十八・八・十三丁巳	奉 _二 幣。石清水八幡大菩薩宮。幣使。從三位行。刑部卿基棟王到 _三 東京四條 _一 。	靈驗	三実四十九・六一一
所新鑄錢 _一 。	又近 _二 於葛野鑄錢所 _一 。宗像。櫻谷。清水。堰。小社(恐當作杜,下同)所新鑄錢 _一 。	又近 _二 於葛野鑄錢所 _一 。宗像。櫻谷。清水。堰。小社(恐當作杜,下同)所新鑄錢 _一 。	又近 _二 於葛野鑄錢所 _一 。宗像。櫻谷。清水。堰。小社(恐當作杜,下同)所新鑄錢 _一 。	授 _二 山城國。從五位下。興(原作興、據朝本及類史改)我万代繼神。從五位上 _一 。	汚穢 _一 也。		貞觀五・五・二十二甲申	貞觀五・五・二十二甲申	貞觀十八・八・十三丁巳	勅遷 _二 山城國。廣幡神。田中神。於愛宕郡伊佐彌里 _一 。以 _三 舊社近 _二 於	遷座	三実五十一・六三〇
所新鑄錢 _一 。	又近 _二 於葛野鑄錢所 _一 。宗像。櫻谷。清水。堰。小社(恐當作杜,下同)所新鑄錢 _一 。	又近 _二 於葛野鑄錢所 _一 。宗像。櫻谷。清水。堰。小社(恐當作杜,下同)所新鑄錢 _一 。	又近 _二 於葛野鑄錢所 _一 。宗像。櫻谷。清水。堰。小社(恐當作杜,下同)所新鑄錢 _一 。	授 _二 山城國。從五位下。興(原作興、據朝本及類史改)我万代繼神。從五位上 _一 。	汚穢 _一 也。		貞觀五・五・二十二甲申	貞觀五・五・二十二甲申	貞觀十八・八・十三丁巳	勅遷 _二 山城國。廣幡神。田中神。於愛宕郡伊佐彌里 _一 。以 _三 舊社近 _二 於	遷座	三実五十一・六三〇
所新鑄錢 _一 。	又近 _二 於葛野鑄錢所 _一 。宗像。櫻谷。清水。堰。小社(恐當作杜,下同)所新鑄錢 _一 。	又近 _二 於葛野鑄錢所 _一 。宗像。櫻谷。清水。堰。小社(恐當作杜,下同)所新鑄錢 _一 。	又近 _二 於葛野鑄錢所 _一 。宗像。櫻谷。清水。堰。小社(恐當作杜,下同)所新鑄錢 _一 。	授 _二 山城國。從五位下。興(原作興、據朝本及類史改)我万代繼神。從五位上 _一 。	汚穢 _一 也。		貞觀五・五・二十二甲申	貞觀五・五・二十二甲申	貞觀十八・八・十三丁巳	勅遷 _二 山城國。廣幡神。田中神。於愛宕郡伊佐彌里 _一 。以 _三 舊社近 _二 於	遷座	三実五十一・六三〇
所新鑄錢 _一 。	又近 _二 於葛野鑄錢所 _一 。宗像。櫻谷。清水。堰。小社(恐當作杜,下同)所新鑄錢 _一 。	又近 _二 於葛野鑄錢所 _一 。宗像。櫻谷。清水。堰。小社(恐當作杜,下同)所新鑄錢 _一 。	又近 _二 於葛野鑄錢所 _一 。宗像。櫻谷。清水。堰。小社(恐當作杜,下同)所新鑄錢 _一 。	授 _二 山城國。從五位下。興(原作興、據朝本及類史改)我万代繼神。從五位上 _一 。	汚穢 _一 也。		貞觀五・五・二十二甲申	貞觀五・五・二十二甲申	貞觀十八・八・十三丁巳	勅遷 _二 山城國。廣幡神。田中神。於愛宕郡伊佐彌里 _一 。以 _三 舊社近 _二 於	遷座	三実五十一・六三〇

市河神	清和	貞観十三・四・三己卯	山城國。正六位上。澄水神。市河神。(中略)並從五位下。	授位	三実十九・二八六
石坐神	陽成	元慶四・十・十三癸巳	山城國。正六位上。石坐神。(中略)並授從五位下。	授位	三実三十八・四八二

(備考) 『三実』貞観八年閏三月七日壬子条(一八〇頁)に見られる「山城國正六位上降居神」は頭注に「降居、或当據印本傍書作阿刀」とある。式内社の阿刀神社と考えられるので挙げない。

「興我萬代繼神」は『国史現在社神名帳』の備考で式内社の久我神社としているが、ここではひとまず挙げておく。
 「和支神」と「天野夫支賣神」の二神は式内社に「和支坐天乃夫支賣神社」とあるが、神階に差異があるため、二神を別々としてここに挙げる。
 『国史現在社神名帳』は「北山神」を掲げる。この神は『日本紀畧』『類聚国史』^{七四九}に見られる。『日本後紀』の逸文と見られるが、ひとまずは備考として挙げておく。

畿内 大和国(二十三所)

墨坂神	崇神	崇神九・三・十五戊寅	以 _二 赤盾八枚。赤矛八竿 _一 。祠 _二 。墨坂神 _一 。	祭祀	書紀上五・一六二
菟田墨坂神	雄略	崇神九・四・十六己酉 雄略七・七・三丙子	依 _二 夢之教 _一 。祭 _二 。墨坂神。大坂神 _一 。 或云。菟田墨坂神也。	祭祀	書紀上五・一六三
大坂神	崇神	崇神九・三・十五戊寅 崇神九・四・十六己酉	以 _二 黑楯八枚。黑矛八竿 _一 。祠 _二 。大坂神 _一 。 依 _二 夢之教 _一 。祭 _二 。墨坂神。大坂神 _一 。	祭祀	書紀上五・一六二
石成神	聖武	神龜三・七・二十乙未 承和六・四・二十一壬申	遣 _レ 使奉 _二 幣帛 _一 。於。石成。(中略)賀茂等神社 _一 。 發 _二 遣零使等 _一 。(中略)大和國石成。須知等社 _一 。	祈請	統紀九・一〇六
八幡大神	孝謙	天平勝寶元・十一・十九己酉 天平勝寶元・十二・十八戊寅	八幡大神。託宣。向 _レ 京。 遣 _二 五位五十人。散位廿人。六衛府舍人各廿人。迎 _二 八幡神 _一 。於平群郡 _一 。是日入京。即於 _二 宮南梨原宮 _一 。造 _二 新殿 _一 。以為 _二 神宮 _一 。請 _二 僧卅口 _一 。悔過。七日。	神託	統紀十七・二〇六
八幡神		天平勝寶元・十二・二十七丁亥 天平勝寶二・二・二十九戊子	因。奉 _二 大神 _一 。一品。比咩神。二品。 奉 _レ 充 _二 一品。八幡大神。封八百戸。(中略)位田八十町。(中略)二品。 比賣神。封六百戸。位田六十町 _一 。	鎮祭	統紀十七・二〇六
新神	桓武	延暦二十四・二・十庚戌	聞 _二 平城松井坊 _一 。有 _二 新神 _一 。託 _中 女巫 _上 。	神託	後紀十二・三九
須知神	仁明	承和六・四・二十一壬申	發 _二 遣 _一 。零使等。(中略)大和國。石成。須知。等社 _一 。	祈請	統後紀八・八七
法花寺坐神	清和	貞観元・四・十乙未	從四位下。法花寺坐神。從四位上。	授位	三実二・二四
天玉敷神	清和	貞観五・十・六乙丑	大和國。正六位上。天玉敷神。豐日神。(中略)並授從五位下 _一 。	授位	三実七・一一八
豊日神	清和	貞観五・十・六乙丑	大和國。正六位上。天玉敷神。豐日神。(中略)並授從五位下 _一 。	授位	三実七・一一八
田中神	清和	貞観七・四・二十五乙亥	授 _二 大和國。無位。田中神。從五位下 _一 。	授位	三実十・一五五

武雷神	清和	貞観七・十・九丁巳	大和國。正六位上。武雷神。保沼雷神。(中略)並從五位下。	授位	三実十一・一六四
神皇産靈神	清和	貞観九・八・十六壬午	大和國。(中略)從五位下。武雷神。保沼雷神。並從五位上。	授位	三実十四・二二〇
馬立伊勢部田中神	清和	貞観八・三・二戊寅	授 ^二 大和國。從五位下。神皇産靈神。正五位下 ^一 。	授位	三実十二・一七八
高生神	清和	貞観九・正・二十五丙寅	授 ^二 大和國。正六位上。馬立伊勢部田中神。從五位下 ^一 。	授位	三実十四・二一〇
朝日豊明姫拔田神	清和	貞観九・四・二十三壬辰	大和國。正六位上。高生神。從五位下。	授位	三実十四・二二五 一一六
朝日豊明姫拔田子神	清和	貞観十一・九・二十八壬午	大和國。正六位上。朝日豊明姫拔田神。朝日豊明姫拔田子神。並授 ^二 從五位下 ^一 。	授位	三実十六・二五一
朝日豊明姫拔田子神	清和	貞観十一・九・二十八壬午	大和國。正六位上。朝日豊明姫拔田神。朝日豊明姫拔田子神。並授 ^二 從五位下 ^一 。	授位	三実十六・二五一
靈産魂命神	清和	貞観十七・三・二十九壬子	(前略)大和國。正五位下。天石戸別神。靈産魂命神。並從四位下。	授位	三実二十七・三六〇 三六一
大仁保神	陽成	元慶二・二・二十七癸巳	授 ^二 大和國。无位。大仁保神。從五位下 ^一 。	授位	三実三十三・四二三
三統神	陽成	元慶五・十二・二十二丁酉	授 ^二 大和國。正六位上。三統神。(中略)並從五位下 ^一 。	授位	三実四十・五〇五
子嶋神	陽成	元慶五・十一・十四戊午	大和國。正六位上。子嶋神。從五位下。	授位	三実四十・五〇六
天川俣神	陽成	元慶六・五・二癸卯	管高市郡。從五位下。天川俣神。社樹。有 ^レ 烏巢。産得 ^二 四雛 ^一 。其一雛毛色純白。	神畏	三実四十一・五一九
散吉大建命神	陽成	元慶七・十二・二甲午	大和國。正六位上。散吉大建命神。散吉伊能城神。(中略)並從五位下。	授位	三実四十四・五四四
散吉伊能城神	陽成	元慶七・十二・二甲午	大和國。正六位上。散吉大建命神。散吉伊能城神。(中略)並從五位下。	授位	三実四十四・五四四

(備考) 『三実』貞観七年十月九日丁巳条(一六四頁)、貞観九年八月十六日壬午条(二二〇頁)に見られる「保沼雷神」は、広瀬郡の式内社「穗雷命神社」に宛てられるので、(こ)では挙げない。なお、「保沼雷神」の「保」について頭注に「保、原^イ本林^イ本内本作佐」とある。

畿内 河内国(十二所)

和尔神	文徳	嘉祥三・十二・三十癸酉	進河内國。和尔神。階 ^一 。加 ^三 從五位上 ^一 。	授位	文実二・二三
天夷鳥命神	文徳	天安二・三・二十二癸未	在河内國。天夷鳥命神。授 ^二 從五位下 ^一 。	授位	文実十・一一三
彌加布都命神	清和	貞観二・七・十戊午	進河内國。從三位。彌加布都命神。比古佐自布都命神。階 ^一 。並加 ^二 從二位 ^一 。	授位	三実四・五一
比古佐自布都命神	清和	貞観二・七・十戊午	進河内國。從三位。彌加布都命神。比古佐自布都命神。階 ^一 。並加 ^二 從二位 ^一 。	授位	三実四・五一
豊稻賣神	清和	貞観二・十一・朔丁丑	河内國。從五位下。豊稻賣神。御祖神。御子宮神。並授 ^二 正五位下 ^一 。	授位	三実四・五九
御子宮神	清和	貞観二・十一・朔丁丑	河内國。從五位下。豊稻賣神。御祖神。御子宮神。並授 ^二 正五位下 ^一 。	授位	三実四・五九
野神	清和	貞観七・九・二十二庚子	河内國。正六位上。野神。(中略)並授 ^二 從五位下 ^一 。	授位	三実十一・一六四
天押日命神	清和	貞観十五・十二・二十辛亥	授河内國。正六位上。天押日命神。(中略)並從五位下 ^一 。	授位	三実二十四・三三四
掃部神	清和	貞観十六・十二・二十九癸未	河内國。正六位上。掃部神。(中略)並從五位下 ^一 。	授位	三実二十六・三五五
野中神	清和	貞観十七・八・二十八庚寅	授河内國。正六位上。野中神。從五位下 ^一 。	授位	三実二十七・三六五
堺神	陽成	元慶七・十二・二十八庚申	河内國。正六位上。栗栖神。堺神。(中略)並從五位下 ^一 。	授位	三実四十四・五四六
垂水神	光孝	仁和二・十一・十五庚寅	授河内國。從五位下。垂水神。二前。並從五位上 ^一 。	授位	三実四十九・六二〇

(備考)

『国史現在社神名帳』には、「彌加布都命神」を「武甕槌命」、「比古佐自布都命神」を「経津主命」、「御子宮神」を「春日戸社坐御子神社」、「天押日命神」を「伴林氏神社」に宛てているが明白ではない。また『神社叢録』には式外神としており、ここではひとまず挙げておく。

『三実』貞観七年十二月二十六日癸酉条(一六九頁)に見られる「河内國。酒泉神。從五位下」は、頭注に「泉、恐当據神名式作屋」とあり、式内社の酒屋神社に宛てられるので、ここでは挙げない。

畿内 和泉国(一所)

卷尾神	清和	貞観六・七・二十五己酉 貞観六・八・二十甲戌	授和泉國。正六位上。卷尾神。從五位下 ^一 。 授和泉國。從五位下。卷尾神。從五位上 ^一 。	授位 授位	三実九・一三七 三実九・一四一
-----	----	---------------------------	--	----------	--------------------

畿内 摂津国(六所)

柏濟之悪神	景行	景行二十七・十二	亦此レ至 ^二 難波 ^一 。殺 ^二 。柏濟之悪神 ^一 。	神畏	書紀上七・二二二
柏濟神	景行	景行二十八・二・朔	唯。吉備。穴濟神。及難波。柏濟神。皆有 ^二 害心 ^一 。	神畏	書紀上七・二二二
雪氣神	清和	貞観元・三・二十二戊寅	授 ^二 撰津 ^一 (華一本作讚岐)國。正六位上。雪(華一本作雲、宜參攷上文正月紀)氣神。從五位下 ^一 。	授位	三実二・二三
田邊東紙	清和	貞観四・十一・十一乙亥	撰津國。正六位上。田邊東神。田邊西神。並授 ^二 從五位下 ^一 。	授位	三実六・九七
田邊西神	清和	貞観四・十一・十一乙亥	撰津國。正六位上。田邊東神。田邊西神。並授 ^二 從五位下 ^一 。	授位	三実六・九七
高林神	清和	貞観十八・七・十五庚寅	授 ^二 撰津國 ^一 。正六位上。高林神。從五位下 ^一 。	授位	三実二十九・三七九
長柄神	光孝	仁和元・十・八己未	授 ^二 撰津國 ^一 。正六位上。長柄神。從五位下 ^一 。	授位	三実四十八・五九六

(備考) 『三実』貞観元年正月二十七日甲申条(一七頁)に「從五位下(中略)木嶋天照御魂神。(中略)並正五位下」とある。『国史現在社神名帳』ではこれを挙げてはいるが、山城國の式内社に「木嶋坐天照御魂神社」があり、『神祇志料』でもこれに宛てているので、ここでは挙げない。

東海道 伊賀国(八所)

津神	文徳	嘉祥三・六・四庚戌	伊賀國。佐々神。津神等。並授 ^二 從五位下 ^一 。	授位	文実一・二三
高藏神	清和	貞観三・四・十甲寅	授 ^二 伊賀國 ^一 。正六位上。高藏神。阿波神。高松神。宇奈根神。並從五位下 ^一 。	授位	三実五・七四
高松神	清和	貞観三・四・十甲寅	授 ^二 伊賀國 ^一 。正六位上。高藏神。阿波神。高松神。宇奈根神。並從五位下 ^一 。	授位	三実五・七四
宇奈根神	清和	貞観三・四・十甲寅	授 ^二 伊賀國 ^一 。正六位上。高藏神。阿波神。高松神。宇奈根神。並從五位下 ^一 。	授位	三実五・七四
應感神	清和	貞観五・三・十六戊寅	伊賀國。正六位上。大村神。應感神。並授 ^二 從五位下 ^一 。	授位	三実七・一〇九
		貞観十五・九・二十七己丑	伊賀國(中略)從五位下。佐々神。應感神。阿波神。宇奈根神。並從五位上。	授位	三実二十四・三二九
安部神	清和	貞観六・十・十五戊辰	伊賀國。正六位上。安部神。伊賀津彦神。(中略)並從五位下。	授位	三実九・一四二
伊賀津彦神	清和	貞観六・十・十五戊辰	伊賀國。正六位上。安部神。伊賀津彦神。(中略)並從五位下。	授位	三実九・一四二
鹿高神	清和	貞観十五・九・二十七己丑	伊賀國(中略)正六位上。宇豆賀之神。神(印本无、或衍)鹿高神。(中略)並從五位下。	授位	三実二十四・三二九

東海道 伊勢国 (三所)

多氣太神宮	文武	文武二・十二・二十九乙卯	遷 ^二 。多氣太神宮。于度曾(印本作合)郡 ^一 。	遷座	続紀一・三
寶乃波神	清和	貞観五・十・二十九戊子	伊勢國。正六位上。寶乃波神。(中略)並從五位下。	授位	三実七・一一九
火雷神	清和	貞観八・十・二十四乙未	授 ^二 伊勢國。无位。火(一本及類史 ^二 六作大、同丙本己本柳本小本與此同)雷神。從五位下 ^一 。	授位	三実十三・二〇一

東海道 尾張国 (三所)

多天神	文徳	仁壽三・六・十一庚午	以 ^二 尾張國。多天神 ^一 。預 ^二 於名神 ^一 。	名神	文実五・五四
多名神	陽成	仁壽三・七・十二辛丑	加 ^二 尾張國。多天神。從五位上 ^一 。	授位	文実五・五四
粉地神	清和	元慶元・閏二・二十六戊戌	尾張國。正五位下。多名神。正五位上。	授位	三実三十・三九六
栗栖地神	清和	貞観七・十・二十八丙子	尾張國。正六位上。靱江地神。粉地神等。並從五位下。	授位	三実十一・一六六
	清和	貞観十六・二・二十三癸丑	尾張國。正六位上。栗栖地神。從五位下。	授位	三実二十五・三三八

(備考)「多天神」を『国史現在社神名帳』『神祇志料』では、式内社の「大神社」としているが明白ならず。故に、ここではひとまず挙げる。

東海道 遠江国 (十二所)

筑紫對馬神	清和	貞観六・三・二十三己酉	遠江國。正六位上。筑紫對馬神。(中略)並從五位下。	授位	三実八・一三四
淡海石井神	清和	貞観七・五・八戊子	遠江國。正六位上。淡海石井神。從五位下	授位	三実十・一五五
蟾涓神	清和	貞観八・十二・二十六丁酉	遠江國。正六位上。蟾涓(類史 ^二 六作蟾謂、神名式作涓伊、蟾恐当作膽)神。鳥飼神。並從五位下。	授位	三実十三・二〇六
鳥飼神	清和	貞観八・十二・二十六丁酉	遠江國。正六位上。蟾涓神。鳥飼神。並從五位下。	授位	三実十三・二〇六
鳴神	清和	貞観九・十・五庚午	遠江國。正六位上。鳴神。(中略)並從五位下。	授位	三実十四・二二二
伊古奈神	清和	貞観十五・九・二十七己丑	遠江國。正六位上。伊古奈神。(中略)並從五位下。	授位	三実二十四・三二九
岐氣保神	清和	貞観十六・五・十丁酉	授 ^二 遠江國。正六位上。岐氣保神。從五位下 ^一 。	授位	三実二十五・三四二
蒲太神	清和	貞観十六・五・十一戊戌	遠江國。正六位上。蒲太神。白伊大刀自神。(中略)並從五位下。	授位	三実二十五・三四二
白伊大刀自神	清和	貞観十六・五・十一戊戌	遠江國。正六位上。蒲太神。白伊大刀自神。(中略)並從五位下。	授位	三実二十五・三四二
眞蘇原神	陽成	元慶二・九・十六戊申	遠江國。眞蘇原神。赤尾神。澁垂神。(中略)並從五位下。	授位	三実三十四・四三八
赤尾神	陽成	元慶二・九・十六戊申	遠江國。眞蘇原神。赤尾神。澁垂神。(中略)並從五位下。	授位	三実三十四・四三八
澁垂神	陽成	元慶二・九・十六戊申	遠江國。眞蘇原神。赤尾神。澁垂神。(中略)並從五位下。	授位	三実三十四・四三八

東海道 駿河国 (四所)

阿氣大神	文徳	天安二・六・二十己酉	駿河郡有 _下 自 _二 伊豆 _一 。新移神 _上 。名 _二 阿氣大神 _一 。	遷座	文実十・一八
大井神	清和	貞観七・十二・二十一戊辰	駿河國。(中略)正六位上。大井神。從五位下。	授位	三実十一・一六九
岐都咩命神	陽成	元慶二・四・十四己卯	駿河國。正六位上。岐都咩(一本作咩、印本作宇)命神。火雷神。並從五位下。	授位	三実三十三・四二六
火雷神	陽成	元慶二・四・十四己卯	駿河國。正六位上。岐都咩命神。火雷神。並從五位下。	授位	三実三十三・四二六

東海道 甲斐国 (七所)

美和神	清和	貞観五・六・八己亥	甲斐國。從五位下。勳十二等。物部神。美和神。從五位上。	授位	三実七・一三
		貞観八・三・二十八甲辰	甲斐國。從五位上。勳十二等。物部神。美和神。並授 _二 正五位下 _一 。	授位	三実十二・二七九
		貞観十八・七・十一丙戌	甲斐國。正五位下。美和神。正五位上。	授位	三実二十九・三七八 三七九
	陽成	元慶四・二・八壬辰	甲斐國(中略)正五位上。美和神。從四位下。	授位	三実三十七・四七〇
比志神	清和	貞観五・十・六乙丑	(前略)甲斐國。正六位上。比志神。並授 _二 從五位下 _一 。	授位	三実七・二一八
浅間神	清和	貞観七・十二・二十丁卯	令 _下 甲斐國。於 _二 山梨郡 _一 致 _中 祭。浅間明神 _上 。一同 _二 八代郡 _一 。	授位	三実十一・一六八 一六九
檜岑神	清和	貞観十・九・十七丁未	甲斐國。无位。檜岑神。(中略)並授 _二 從五位下 _一 。	授位	三実十五・三三五
船形神	光孝	元慶八・十二・十六壬寅	甲斐國。正六位上。船形神。從五位下。	授位	三実四十六・五七六
建岡神	光孝	仁和元・閏三・二十七壬子	授 _二 甲斐國。正六位上。建岡神。藤武神。並從五位下 _一 。	授位	三実四十七・五八六
藤武神	光孝	仁和元・閏三・二十七壬子	授 _二 甲斐國。正六位上。建岡神。藤武神。並從五位下 _一 。	授位	三実四十七・五八六

東海道 武蔵国 (五所)

倭文一神	文徳	天安元・九・十六庚戌	在 _二 武蔵國 _一 。正六位上。倭文 _一 (広本墨抹)神。授 _二 從五位下 _一 。	授位	文実九・一〇二
若雷神	清和	貞観六・七・二十七辛亥	武蔵國。從五位下。若雷(原作電、今意改、宜參攷古事記伝六〇)神。從五位上。	授位	三実九・二三八
伊多之神	清和	貞観七・十二・二十六癸酉	武蔵國。從五位下。伊多之神。(中略)並授 _二 從五位上 _一 。	授位	三実十一・一六九
河輪神	清和	貞観十七・十二・五甲寅	武蔵國。正六位上。河輪神。稻聚神。(中略)並從五位下。	授位	三実二十七・三六七
稻聚神	清和	貞観十七・十二・五甲寅	武蔵國。正六位上。河輪神。稻聚神。(中略)並從五位下。	授位	三実二十七・三六七

東海道 上総国（六所）

前廣神	清和	貞観十・九・十七丁未	上総國。正六位上。前廣神。●代神。高瀧神。並授 _二 從五位下 _一 。	授位	三実十五・二三五
神代神	清和	貞観十・九・十七丁未	上総國。正六位上。前廣神。●（代字上恐脱神字）代神。高瀧神。並授 _二 從五位下 _一 。	授位	三実十五・二三五
神氏神	陽成	元慶元・閏二・二十六戊戌	上総國。正六位上。神代神。常世神。（中略）並從五位下。	授位	三実三十・三九六
		元慶元・五・十七丁巳	上総國（中略）從五（原闕、據印本補）位下。神氏神。從五位上。	授位	三実三十一・四〇六
		貞観十・九・十七丁未	上総國。正六位上。前廣神。●代神。高瀧神。並授 _二 從五位下 _一 。	授位	三実十五・二三五
高瀧神	清和	元慶元・閏二・二十六戊戌	上総國。正六位上。神代神。常世神。並從五位下。	授位	三実三十・三九六
常世神	陽成	元慶元・閏二・二十六戊戌	上総國。正六位上。神代神。常世神。並從五位下。	授位	三実三十・三九六
建市神	光孝	元慶八・七・十五癸酉	上総國。（中略）正六位上。建市神。田原神。並從五位下。	授位	三実四十六・五六九
田原神	光孝	元慶八・七・十五癸酉	上総國。（中略）正六位上。建市神。田原神。並從五位下。	授位	三実四十六・五六九

東海道 下総国（一所）

子松神	陽成	元慶三・四・五甲子	下総國。正六位上。子松神。從五位下。	授位	三実三十五・四五一
-----	----	-----------	--------------------	----	-----------

東海道 常陸国（八所）

飛護念神	清和	貞観十六・五・十一戊戌	常陸國。立野神。飛護念神。國都神。（中略）並從五位下。	授位	三実二十五・三四二
國都神	清和	貞観十六・五・十一戊戌	常陸國。立野神。飛護念神。國都神。（中略）並從五位下。	授位	三実二十五・三四二
三枝祇神	清和	貞観十七・十二・二十七丙子	常陸國。正六（據御本内本及類史補）位上。三枝祇神。（中略）並從五位下。	授位	三実二十七・三六八
河江神	陽成	元慶元・六・二十八丁酉	常陸國。正六位上。河江神。從五位下。	授位	三実三十一・四〇七
於岐都説神	光孝	仁和元・三・十乙丑	授 _二 常陸國。正六位上。於岐都説神。從五位下 _一 。	授位	三実四十七・五八四
村上神	光孝	仁和元・九・七戊子	常陸國。（中略）從五位下。村上神。從五位上。	授位	三実四十八・五九四
御造神	光孝	仁和二・六・二十八丙子	授 _二 常陸國。正六位上。御（林本淀本印本作郷）造神。從五位下 _一 。	授位	三実四十九・六一三
菅田神	光孝	仁和三・五・十六己丑	常陸國。正六位上。菅田神。授 _二 從五位下 _一 。	授位	三実五十・六三二

東山道 近江国(二十二所)

筑摩神	文徳	仁壽二・三・八甲戌	授 _二 近江國。筑摩(類史 _二 四作麻)神。從五位下 _一 。	授位	文実四・三九
小比叡神	清和	貞觀元・正・二十七甲申	近江國。(中略)小比叡神。並從五位上。	授位	三実二・十八
	陽成	元慶四・五・十九壬申	奉 _レ 授 _二 正二位。勳 _一 等。大比叡神。正一位 _一 。從五位上。小比叡神。	授位	三実三十七・四七四 _レ
	光孝	仁和三・三・十四戊子	從四位上。 當寺法主。大比叡。小比叡兩明神。陰陽不測。造化無為。弘誓垂 _レ 佛。護國為 _レ 心。	祈請	三実五十・六二八 四七五
葛野神	清和	貞觀五・九・二十五甲寅	近江國。正六位上。葛野神。並從五位下。	授位	三実七・二一八
阿度河川内神	清和	貞觀五・十二・三辛酉	近江國。小杖神。阿度河。川内神等。並授 _二 從五位下 _一 。	授位	三実七・一一九 _レ 一二〇
比良神	清和	貞觀七・正・十八庚子	授 _二 近江國。无位。比良神。從四位下 _一 。	授位	三実十一・一四五
石劔神	清和	貞觀七・九・二十二庚子	近江國。正六位上。石劔神等。並授 _二 從五位下 _一 。	授位	三実十一・一六四
麻生神	清和	貞觀七・十一・二十六癸卯	授 _二 近江國。正六位上。麻生神。從五位下 _一 。	授位	三実十一・一六七
天社神	清和	貞觀八・閏三・五庚戌	授 _二 近江國。正六位上。天(原イ本林イ本華イ本及類史 _六 作大)社神。從五位下 _一 。	授位	三実十二・一八〇
山主神	清和	貞觀九・九・十四庚戌	近江國。正六位上。山主神。麻氣神。並授 _二 從五位下 _一 。	授位	三実十四・二二一
飯河内神	清和	貞觀十二・五・二十九庚辰	近江國。正六位上。飯河内神。並從五位下。	授位	三実十八・二七五
天若御子神	清和	貞觀十三・二・十六壬辰	授 _二 近江國。正六位上。天若御子神。從五位下 _一 。	授位	三実十九・二八六
牟佐上神	清和	貞觀十七・五・二十九庚戌	近江國。正六位上。牟佐上神。牟佐下神。並授 _二 從五位下 _一 。	授位	三実二十七・三六二
	陽成	元慶六・十・九戊申	近江國。從五位下。牟佐上(據上文貞觀十七年五月紀及印本補)神。並從五位上。	授位	三実四十二・五二七
牟佐下神	清和	貞觀十七・五・二十九庚戌	近江國。正六位上。牟佐上神。牟佐下神。並授 _二 從五位下 _一 。	授位	三実二十七・三六二
	陽成	元慶六・十・九戊申	近江國。從五位下。牟佐(據上文貞觀十七年五月紀及印本補)上神。牟佐下神。柏杉神。並從五位上。	授位	三実四十二・五二七
坂神	清和	貞觀十七・十二・五甲寅	近江國。(中略)正六位上。坂神。從五位下。	授位	三実二十七・三六七
天高結神	清和	貞觀十八・八・二丙午	近江國。正六位上。天高結神。(中略)並從五位下。	授位	三実二十九・三八〇
油日神	陽成	元慶元・十二・三己巳	授 _二 近江國。正六位上。油日神。從五位下 _一 。	授位	三実三十二・四一四
大比叡神	陽成	元慶四・五・十九壬申	從五位上。小比叡神。從四位上。	授位	三実三十七・四七四 _レ
	光孝	仁和三・三・十四戊子	當寺法主。大比叡。小比叡兩明神。陰陽不測。造化無為。弘誓垂 _レ 佛。護國為 _レ 心。	祈請	三実五十・六二八 四七五

柏板神	陽成	元慶六・十・九戊申	近江國。從五位下。牟佐上神。牟佐下神。柏板（本作杉也、據印本補）神。（中略）並從五位上。	授位	三実四十二・五二七
物部布津神	陽成	元慶六・十・九戊申	近江國。正六位上。物部布津神。海北神。（中略）並從五位下。	授位	三実四十二・五二七
海北神	陽成	元慶六・十・九戊申	近江國。正六位上。物部布津神。海北神。（中略）並從五位下。	授位	三実四十二・五二七
海南神	陽成	元慶六・十・九戊申	近江國。正六位上。物部布津神。海北神。海南神。（中略）並從五位下。	授位	三実四十二・五二七
觀山主神	光孝	元慶八・三・二十六丁亥	于 _レ 時。觀山主神。假 _二 口於人 _一 。	祈請	三実四十五・五五五

（備考）『国史現在社神名帳』では「大比叡神」と「小比叡神」を同神と見ているが、別々とすべきか。『神祇志料』では「小比叡神」を日吉神社に宛てている。明白ならず。故に、ひとまずここに挙げる。

『三実』貞觀五年十二月三日辛酉条（一一九頁）、貞觀十七年十二月五日甲寅条（三六七頁）、元慶六年十月九日戊申条（五二七頁）にみえる「小杖神」は式内社の「小椋神」とも考えられる。『国史現在社神名帳』『神祇志料』では式内社の「小椋神社」に宛てている。考慮を要するが、いづれにせよ式内社と思われるので挙げる。

「阿度河川内神」は、本文では「阿度河。川内神」に作る。

東山道 美濃国（五所）

伊奈波神	仁明	承和十二・七・十六辛酉	美濃國。厚見郡。无位。伊奈波神。等。並奉 _レ 授 _二 從五位下 _一 。依 _二 國司等 _一 解状 _一 也。	授位	統後紀十五・一七八
否間神	清和	貞觀十一・十二・五戊子	授 _二 美濃國。從五位上。伊奈波神。正五位下 _一 。	授位	三実十六・二五三
長孫神	清和	元慶二・九・十六戊申	授 _二 美濃國。正五位下。否間神。正五位上 _一 。	授位	三実三十四・四三八
金神	陽成	元慶四・十一・九己未	授 _二 據印本補 _一 美濃國。正五位下。伊那波神。從四位下 _一 。	授位	三実三十八・四八三
兒安神	清和	貞觀十一・十二・五戊子	美濃國（中略）正六位上。長孫神。從五位下。	授位	三実十六・二五三
長友神	清和	貞觀十一・十二・二十五戊申	美濃國。正六位上。金神。從五位下。	授位	三実十六・二五六
	清和	貞觀十八・七・十一丙戌	美濃國。正六位上。兒安神。（中略）並從五位下。	授位	三実二十九・三七九
	陽成	元慶六・十・九戊申	美濃國。長友神。（中略）並從五位下。	授位	三実四十二・五二七

東山道 飛驒国 (十所)

大歳神	清和	貞観九・十・五庚午	飛驒国。正六位上。大歳神。走淵神。四天王神。遊幡石神。彦度瀬神。道後神等。並從五位下。	授位	三実十四・三二一
走淵神	清和	貞観九・十・五庚午	飛驒国。正六位上。大歳神。走淵神。四天王神。遊幡石神。彦度瀬神。道後神等。並從五位下。	授位	三実十四・三二一
四天王神	清和	貞観九・十・五庚午	飛驒国正六位上大歳神。走淵神。四天王神。遊幡石神。彦度瀬神。道後神等。並從五位下。	授位	三実十四・三二一
遊幡石神	清和	貞観九・十・五庚午	飛驒国正。六位上。大歳神。走淵神。四天王神。遊幡石神。彦度瀬神。道後神等。並從五位下。	授位	三実十四・三二一
彦度瀬神	清和	貞観九・十・五庚午	飛驒国。正六位上。大歳神。走淵神。四天王神。遊幡石神。彦度(印)本无、或衍)瀬神。道後神等。並從五位下。	授位	三実十四・三二一
道後神	清和	貞観九・十・五庚午	飛驒国。正六位上。大歳神。走淵神。四天王神。遊幡石神。彦度瀬神。道後神等。並從五位下。	授位	三実十四・三二一
氣多若宮神	清和	貞観十五・八・四丙申	飛驒国。正六位上。氣多若宮神。從五位下。	授位	三実二十四・三二八
木母國都神	陽成	元慶五・十・九甲申	飛驒国。(中略)從五位下。氣多若宮神。從五位上。	授位	三実四十・五〇三
劍緒神	清和	貞観十七・十二・五甲寅	飛驒国。正六位上。木母國都神。劍緒神。(中略)並從五位下。	授位	三実二十七・三六七
	陽成	元慶元・閏二・二十六戊戌	飛驒国。木母神。劍緒神。並從五位下。	授位	三実三十・三九六
	清和	貞観十七・十二・五甲寅	飛驒国。正六位上。木母國都神。劍緒神。(中略)並從五位下。	授位	三実二十七・三六七
	陽成	元慶元・閏二・二十六戊戌	飛驒国。木母神。劍緒神(據印本補)。並從五位下。	授位	三実三十・三九六
	光孝	元慶八・三・二十七戊子	飛驒国。從五位下。劍緒神。從五位上。	授位	三実四十五・五五六
賀茂若宮神	陽成	元慶五・十・九甲申	飛驒国。(中略)正六位上。賀茂若宮神。從五位下。	授位	三実四十・五〇三

東山道 信濃国 (十九所)

寶宅神	清和	貞観元・二・十一丁酉	信濃国。從五位下。寶(印本作守、非)宅神。從五位上。	授位	三実二・二〇
守達神	清和	貞観元・十二・十四乙未	授 ^二 信濃国。无位。守(貞観七年三月紀作宇)達神。從五位下 ^一 。	授位	三実三・四二
宇達神		貞観五・二・十四丁未	信濃国。從五位下。宇達神。妻科神。八櫛神等。並授 ^二 從五位上 ^一 。	授位	三実七・一〇七
馬背神		貞観七・三・十二癸巳	授 ^二 信濃国。從五位上。守達神(備考を見よ)。從四位下 ^一 。	授位	三実十・一五一
	清和	貞観二・二・五丙戌	信濃国。正六位上。馬背神。飄別神。(中略)出速雄神。並授 ^二 從五位下 ^一 。	授位	三実四・四六〇四七
		貞観七・三・二十三甲辰	授 ^二 信濃国。從五位下。馬背神。從四位下 ^一 。	授位	三実十・一五一
		貞観九・三・十一辛亥	信濃国。(中略)從四位上。馬背神。從三位。	授位	三実十四・二二三〇
飄別神	清和	貞観二・二・五丙戌	信濃国。正六位上。馬背神。飄別神。(中略)出速雄神。並授 ^二 從五位下 ^一 。	授位	三実四・四六〇四七
出速雄神	清和	貞観二・二・五丙戌	信濃国。正六位上。馬背神。飄別神。(中略)出速雄神。並授 ^二 從五位下 ^一 。	授位	三実四・四六〇四七
	陽成	貞観十五・四・五己亥	(前略)信濃国。從五位下。出早雄神。並從五位上。	授位	三実二十三・三二三
		元慶二・二・七癸酉	授 ^二 信濃国。從五位上。出速雄神。正五位下 ^一 。	授位	三実三十三・四二一
國業比賣神	清和	貞観三・二・七辛亥	授 ^二 信濃国。正六位上。國業比賣神。從五位下 ^一 。	授位	三実五・六七
八櫛神	清和	貞観五・二・十四丁未	信濃国。從五位下。宇達神。妻科神。八櫛神(據一本補)等。並授 ^二 從五位上 ^一 。	授位	三実七・一〇七
名立神	清和	貞観七・七・二十六乙巳	信濃国。正六位上。名立神。(中略)並從五位下。	授位	三実十一・一六一
神部神	清和	貞観八・二・七癸丑	信濃国。水内郡。三和。神部。兩神。有 ^二 忿怒之心 ^一 。	神畏	三実十二・一七六
會津比賣神	清和	貞観八・六・朔甲戌	信濃国。(中略)无位。會津比賣神。草奈井比賣神。並從四位下。	授位	三実十三・一八七
草奈井比賣神	清和	貞観八・六・朔甲戌	信濃国。(中略)无位。會津比賣神。草奈井比賣神。並從四位下。	授位	三実十三・一八七
梓水神	清和	貞観九・三・十一辛亥	信濃国。(中略)正六位上。梓水神。須々岐水神。並從五位下。	授位	三実十四・二二三〇
須々岐水神	清和	貞観九・三・十一辛亥	信濃国。(中略)正六位上。梓水神。須々岐水神。並從五位下。	授位	三実十四・二二三〇
八縣宿禰命神	清和	貞観十・三・九癸卯	授 ^二 信濃国。從五位下。八(或当作小)縣宿禰命神。正五位下 ^一 。	授位	三実十五・二三二
和世田神	清和	貞観十五・四・五己亥	信濃国。正六位上。塩野神。和世田神。(中略)並從五位下。	授位	三実二十三・三二三
蓼科神	陽成	元慶二・九・十六戊申	信濃国。正六位上。蓼科神。(中略)並從五位下。	授位	三実三十四・四三八
地生神	陽成	元慶五・十・九甲申	信濃国。正六位上。地(印本作池)生神。御廨中央御玉神。並從五位下。	授位	三実四十・五〇三
御廨中央御玉神	陽成	元慶五・十・九甲申	信濃国。正六位上。地生神。御廨中央御玉神。並從五位下。	授位	三実四十・五〇三
槻井泉神	陽成	元慶五・十二・二十八壬寅	信濃国。正六位上。槻井泉神。從五位下。	授位	三実四十五・〇九

(備考) 「守達神」は頭注に「守、原作宇、據上文貞観元年十二月紀及神名式改」と記すが、『神名式』には「守田神社」(水内郡)と見える。

東山道 上野国 (五所)

波己曾神	清和	貞觀元・三・二十六壬午	授 _二 上野國。正六位上。波己曾神。從五位下 _一 。	授位	三実二・三三
	陽成	元慶三・閏十・四庚寅	上野國。(中略)從五位下。波己曾神。若伊賀保神。並從五位上。	授位	三実三十六・四六一
		元慶四・五・二十五戊寅	上野國。(中略)正五位下。小祝神。波己曾神。並正五位上。勳十二等。	授位	三実三十七・四七五
小高神	清和	貞觀五・五・九辛未	授 _二 上野國。正六位上。小高神。從五位下 _一 。	授位	三実七・一一二
若伊賀保神	清和	貞觀五・十・七丙寅	上野國。正六位上。若伊賀保神。從五位下。	授位	三実七・一一八
	陽成	元慶三・閏十・四庚寅	上野國。(中略)從五位下。波己曾神。若伊賀保(據上文貞觀五年十月紀補)神。並從五位上。	授位	三実三十六・四六一
		元慶四・十・十四甲午	授 _二 上野國。正五位下。若(原作君、據上文元慶三年閏十月紀改)伊賀保神。正五位上 _一 。	授位	三実三十八・四八二
丹生神	清和	貞觀十七・十二・五甲寅	(前略)上野國。正六位上。丹生神。並從五位下。	授位	三実二十七・三六七
稻裏地神	陽成	元慶四・五・二十五戊寅	(上野國)正六位上。稻裏地神。從五位下。勳十二等。	授位	三実三十七・四七五

東山道 下野国 (三所)

伊門神	清和	貞觀十七・十二・二十七丙子	下野國。從五位下。伊門神。從五位上。	授位	三実二十七・三六七 三六八
賀蘇山神	陽成	元慶二・九・十六戊申	下野國。賀蘇山神。(中略)並從五位下。	授位	三実三十四・四三八
綾都比神	陽成	元慶三・三・九己亥	授 _二 下野國。正六位上。綾都比神。從五位下 _一 。	授位	三実三十五・四四九

東山道 陸奥国 (六所)

蝦夷神	齊明	齊明五・是月	即以 _三 船一隻與 _三 五色綵帛 _一 。祭 _二 彼地神 _一 。	祭祀	書紀下二十六・二七〇
多久都神	仁明	承和十・九・五庚寅	奉 _レ 授 _二 陸奥國。從五位下。多久(原作允、今從尾本及宮本傍朱書)都神。正五位下 _一 。	授位	統後紀十三・二六一
八牡姫神	清和	貞觀五・十・二十九戊子	陸奥國。(中略)无位。八牡姫。小結。温泉神等。並授 _二 從五位下 _一 。	授位	三実七・一一九
小結神	清和	貞觀五・十・二十九戊子	陸奥國。(中略)无位。八牡姫。小結。温泉神等。並授 _二 從五位下 _一 。	授位	三実七・一一九
温泉神	清和	貞觀五・十・二十九戊子	陸奥國。(中略)无位。八牡姫。小結。温泉神等。並授 _二 從五位下 _一 。	授位	三実七・一一九
鹿島大神苗裔神	清和	貞觀八・正・二十丁酉	常陸國。鹿鳴神宮司言。大神之苗裔神卅八社。在 _二 陸奥國 _一 。	授位	三実十二・一七三 一七四

〔備考〕「八牡姫神」「小結神」「温泉神」の三神は、『神社叢録』では「八牡姫小結温泉神」と一神にしており、『神祇志料』、『国史現在社神名帳』では「八牡姫神」「小結温泉神」と二神としている。ここでは『国史大系本』にもとづき、三神として挙げておく。

東山道 出羽国（十一所）

齋田浦神	齊明	齊明四・四	齋田浦神。知矣。將 _二 清白心 _一 。仕 _三 官朝 _一 矣。	神畏	書紀下二十六・二六五
熊通男神	清和	貞觀四・十一・二十二丙戌	出羽國。正六位上。熊通男神。並授 _二 從五位下 _一 。	授位	三実六・九七
石通男神	清和	貞觀四・十一・二十二丙戌	出羽國。正六位上。熊通男神。石通男神。並授 _二 從五位下 _一 。	授位	三実六・九七
眞赫神	清和	貞觀四・十一・二十二丙戌	出羽國。正六位上。熊通男神。石通男神。眞赫神。並授 _二 從五位下 _一 。	授位	三実六・九七
城輪神	清和	貞觀七・二・二十七己卯	出羽國。正六位上。城輪神。高泉神。並從五位下。	授位	三実十・一五〇
高泉神	陽成	元慶四・二・二十七辛亥	出羽國。（中略）從五位下。敷七等。袁物忌神。城輪神。並從五位上。	授位	三実三十七・四七一
白磐神	清和	貞觀七・二・二十七己卯	出羽國。正六位上。城輪神。高泉神。並從五位下。	授位	三実十・一五〇
須波神	清和	貞觀十二・八・二十八戊申	出羽國。白磐神。須波神。並從五位下。	授位	三実十八・二七七
利神	清和	貞觀十三・四・三己卯	出羽國。利神。（中略）並從五位下。	授位	三実十九・二八六
酢川温泉神	清和	貞觀十五・六・二十六己未	授 _二 出羽國。正六位上。酢川温泉神。從五位下 _一 。	授位	三実二十四・三二七
矢向神	清和	貞觀十六・五・十一戊戌	（前略）出羽國。矢向神。並從五位下。	授位	三実二十五・三四二

北陸道 若狭国（二所）

八幡神宮	称徳	寶龜元・八・庚寅朔	遣 _二 。若狭國目。從七位下。伊勢朝臣諸人。内舍人大初位下。佐伯宿祢老 _一 。奉 _二 。鹿毛馬。於。若狭彦神。八幡神宮。各一疋 _一 。	奉幣	統紀三十・三七九
------	----	-----------	---	----	----------

北陸道 越前国（四所）

金山彦神	文徳	嘉祥三・十一・二十二乙未	進 _二 越前國。金山彦神。階 _一 加 _二 從四位下 _一 。	授位	文実二・二二
二上神	清和	貞觀二・八・二己卯	越前國。正六位上。廣瀨雄推神。二上神。並授 _二 從五位下 _一 。	授位	三実四・五一
廣瀨雄推神	清和	貞觀二・八・二己卯	越前國。正六位上。廣瀨雄推神。二上神。並授 _二 從五位下 _一 。	授位	三実四・五一
氣多神	陽成	元慶七・十二・二甲午	（前略）越前國。正六位上。氣多神。並從五位下。	授位	三実四十四・五四四

〔備考〕「廣瀨雄推神」は『神祇志料』、『神社叢録』では「廣瀨神」「雄推神」の二神としている。ここでは『国史大系本』にもとづき一神として挙げておく。

北陸道 加賀国 (四所)

白鳥神	清和	貞観十八・七・二十一丙申	授 ^二 加賀國。正六位上。白鳥神。郡家神。山代大堰神。並從五位下 ^一 。	授位	三実二十九・三七九
山代大堰神	清和	貞観十八・七・二十一丙申	授 ^二 加賀國。正六位上。白鳥神。郡家神。山代大堰神。並從五位下 ^一 。	授位	三実二十九・三七九
畔分堰神	陽成	元慶三・六・二十三壬午	加賀國。正六位上。畔分堰神。垂比咩神。並從五位下。	授位	三実三十六・四五五
垂比咩神	陽成	元慶三・六・二十三壬午	加賀國。正六位上。畔分堰神。垂比咩神。並從五位下。	授位	三実三十六・四五五

(備考) 『文実』天安元年九月八日壬寅条(一〇二頁)に「正六位上。治田若御子神。授從五位下」とみえ、この神を『国史現在社神名帳』『神祇志料』では式外神として掲げてある。『加賀国式内社並国史現在社調書』では、「治田」は「氣多」の誤写とし、式内社の「氣多御子神社」としてゐる。考慮を要するが、ここでは挙げておく。

北陸道 能登国 (一所)

高倉彦神	清和	貞観十五・八・四丙申	(前略)能登國。從五位下。高倉彦神。並授 ^二 從五位上 ^一 。	授位	三実二十四・三二八
------	----	------------	---	----	-----------

北陸道 越中国 (十所)

二上神	光仁	寶龜十一・十二・十四甲辰	越中國。射水郡。二上神。(中略)並叙 ^二 從五位下 ^一 。	授位	続紀三十六・四六五
鵜坂姉比咩神	清和	貞観五・八・十五乙亥	越中國。正六位上。鵜坂姉比咩神。鵜坂妻比咩神。杉田神。並授 ^二 從五位下 ^一 。	授位	三実七・一一五
鵜坂妻比咩神	清和	貞観五・八・十五乙亥	越中國。正六位上。鵜坂姉比咩神。鵜坂妻比咩神。杉田神。並授 ^二 從五位下 ^一 。	授位	三実七・一一五
楯杵神	清和	貞観六・三・二十三己酉	(前略)越中國。正六位上。楯杵神。並從五位下。	授位	三実八・一三四
新川神	陽成	貞観十三・十一・十壬午	(前略)越中國。從五位下。楯杵神。並從五位上。	授位	三実二十・三〇〇(三〇一)
御田神	清和	貞観九・二・二十七丁酉	越中國。(中略)正五位上。新川神。從四位下。	授位	三実十四・二二二
賀積神	陽成	元慶三・二・八戊辰	(前略)越中國。新川神。並從四位上。	授位	三実二十九・三七八
手向神	清和	貞観十五・十二・十五丙午	授 ^二 越中國。賀積神。並從五位下。	授位	三実十四・二二二
石武雄神	陽成	元慶三・十・二十九乙酉	(前略)正六位上。石武雄神。從五位下。	授位	三実三十四・三三三
新治神	陽成	元慶七・十二・二十八庚申	越中國。正六位上。新治神。(中略)並從五位下。	授位	三実三十三・四二八

(備考) 「二上神」を『国史現在社神名帳』『神祇志料』では式内社の「射水神社」に宛てる。明白ならず。ひとまずここでは挙げておく。
『三実』貞観五年八月十五日乙亥条(二一五頁)に見える「杉田神」は、『国史現在社神名帳』では式外神としている。一説に、婦負郡の式内社杉原神社にあてられ、再考を要するので、ここでは挙げないことにした。

北陸道 佐渡国(四所)

浦神	欽明	欽明五・十二	浦神。嚴忌。人不 _二 敢近 _一 。	神畏	書紀下十九・七〇
花村神	清和	貞観十六・十二・二十九癸未	佐渡國。正六位上。花村神。並從五位下。	授位	三実二十六・三五五
佐志羽神	陽成	元慶二・十一・十三甲辰	佐渡國。正六位上。佐志羽神。(中略)並從五位下(原上、今意改)。	授位	三実三十四・四四〇
大庭神	陽成	元慶七・二・二己亥	授 _二 佐渡國。正六位上。大庭神。從五位下 _一 。	授位	三実四十三・五三二 五三三

山陰道 丹波国(五所)

物部箒掃神	清和	貞観十一・十二・八辛卯	丹波國。正六位上。物部箒(印本作箒、相通)掃神。從五位下。	授位	三実十六・二五四
雷神	陽成	元慶四・四・二十九壬子	授 _二 丹波國。阿當護山。无位。雷神。破无神。並從五位下 _一 。	授位	三実三十七・四七四
破无神	陽成	元慶四・四・二十九壬子	授 _二 丹波國。阿當護山。无位。雷神。破无神。並從五位下 _一 。	授位	三実三十七・四七四
荒井神	陽成	元慶六・十・九戊申	丹波國。荒井神。城崎神。並從五位下。	授位	三実四十二・五二七
城崎神	陽成	元慶六・十・九戊申	丹波國。荒井神。城崎神。並從五位下。	授位	三実四十二・五二七

山陰道 丹後国(四所)

山伎神	陽成	元慶元・十二・二十九乙未	丹後國。正六位上。竹野神。山伎神。並從五位下。	授位	三実三十二・四一七
息津嶋神	陽成	元慶四・十・十三癸巳	丹後國。正六位上。息(原作恩、今意改)津嶋神。葛嶋神。坂代神。並授 _二 從五位下 _一 。	授位	三実三十八・四八二
葛嶋神	陽成	元慶四・十・十三癸巳	丹後國。正六位上。息津嶋神。葛嶋神。坂代神。並授 _二 從五位下 _一 。	授位	三実三十八・四八二
坂代神	陽成	元慶四・十・十三癸巳	丹後國。正六位上。息津嶋神。葛嶋神。坂代神。並授 _二 從五位下 _一 。	授位	三実三十八・四八二

山陰道 但馬国 (四所)		大岡神	清和	貞観十・閏十二・二十一庚戌	但馬國。正六位上。大岡神。(中略)菅神。並從五位下。	授位	三実十五・三三七
		左長神	清和	貞観十・閏十二・二十一庚戌	但馬國。正六位上。大岡神。(中略)菅神。並從五位下。	授位	三実十五・三三七
		菅神	清和	貞観十・閏十二・二十一庚戌	但馬國。正六位上。大岡神。(中略)菅神。並從五位下。	授位	三実十五・三三七
		絹卷神	光孝	仁和元・二・十丙申	但馬國。正六位上。絹卷神。(中略)並從五位下。	授位	三実四十七・五八一

山陰道 因幡国 (八所)		酒賀神	清和	貞観三・十・十六丙辰	因幡國。正六位上。酒賀神。賀露神。並授從五位下。	授位	三実五・八一
		須賀神	清和	貞観十六・五・十一戊戌	授從五位下。賀露神。須賀神。賀露神。(中略)並從五位上。	授位	三実二十五・三四二
		賀露神	清和	貞観三・十・十六丙辰	因幡國。正六位上。酒賀神。賀露神。並授從五位下。	授位	三実五・八一
			陽成	貞観十六・五・十一戊戌	授從五位下。賀露神。須賀神。賀露神。(中略)並從五位上。	授位	三実二十五・三四二
			陽成	元慶元・六・二十八丁酉	授從五位下。賀露神。須賀神。賀露神。(中略)並從五位上。	授位	三実三十一・四〇七
			陽成	元慶元・十二・十四庚辰	授從五位下。賀露神。須賀神。賀露神。(中略)並從五位上。	授位	三実三十二・四一五
			陽成	元慶二・十一・十三甲辰	授從五位下。賀露神。須賀神。賀露神。(中略)並從五位上。	授位	三実三十四・四四〇
		鷲岑神	清和	貞観四・九・八甲戌	授從五位上。賀露神。須賀神。賀露神。(中略)並從五位上。	授位	三実六・九六
		多神	清和	貞観十六・五・十一戊戌	授從五位下。賀露神。須賀神。賀露神。(中略)並從五位上。	授位	三実二十五・三四二
		神前神	清和	貞観十五・七・二十八庚寅	授從五位上。賀露神。須賀神。賀露神。(中略)並從五位上。	授位	三実二十四・三二八
		相尾神	陽成	貞観十七・三・二十九壬子	授從五位上。賀露神。須賀神。賀露神。(中略)並從五位上。	授位	三実二十七・三六〇
		大山神	陽成	元慶元・十二・二十九乙未	授從五位上。賀露神。須賀神。賀露神。(中略)並從五位上。	授位	三実三十二・四一七
		虫井神	陽成	元慶三・二・八戊辰	授從五位上。賀露神。須賀神。賀露神。(中略)並從五位上。	授位	三実三十五・四四六
			陽成	元慶七・十二・二十八庚申	授從五位上。賀露神。須賀神。賀露神。(中略)並從五位上。	授位	三実四十四・五四六

(備考) 「相尾神」は『神祇志料』『神社叢録』では「相屋神」とするが、ここでは『国史大系本』の本文を採る。

山陰道 伯耆国 (十所)

大帶孫神	文徳	齊衡三・八・五乙亥	伯耆國。(中略)大帶孫神。並從五位上。	授位	文実八・八三
湊神	清和	貞観九・四・八丁丑	伯耆國。(中略)正六位上。湊神。賀茂神。並從五位下。	授位	三実十四・二二五
賀茂神	清和	貞観九・四・八丁丑	伯耆國。(中略)正六位上。湊神。賀茂神。並從五位下。	授位	三実十四・二二五
勝宿祢神	清和	貞観十三・四・三己卯	伯耆國。勝宿祢神。並從五位下。	授位	三実十九・二八六
國廳裏神	清和	貞観十五・四・五己亥	伯耆國。無位。國廳裏神。並從五位下。	授位	三実二十三・三三三
三輪神	清和	貞観十五・十二・二十辛亥	伯耆國。正六位上。三輪神。並從五位下。	授位	三実二十四・三三四
天乃佐奈咩神	清和	貞観十六・七・二戊子	授 _二 伯耆國。正六位上。天乃佐奈咩神。從五位下 _一 。	授位	三実二十六・三四五
天照高日女神	陽成	元慶七・十二・二十八庚申	伯耆國。正六位上。天照高日女神。天乃神奈斐神。天高神。(中略)	授位	三実四十四・五四六
天乃神奈斐神	陽成	元慶七・十二・二十八庚申	並從五位下。	授位	三実四十四・五四六
天高神	陽成	元慶七・十二・二十八庚申	伯耆國。正六位上。天照高日女神。天乃神奈斐神。天高神。(中略)	授位	三実四十四・五四六

山陰道 出雲国 (三所)

與都彦命	文徳	仁壽元・九・十六乙酉	出雲國。(中略)與都彦命。(中略)並授 _二 從五位下 _一 。	授位	文実三・三〇
湯坐志去日女命神	清和	貞観元・七・十一甲子	出雲國。(中略)无位。湯坐志去日女命神。並授 _二 正五位下 _一 。	授位	三実二・三四
阿式神	清和	貞観七・十・二十八丙子 貞観十三・十一・十壬午	出雲國。從五位下。左草神。御譯神。阿式神等。並授 _二 從五位上 _一 。 出雲國。(中略)從五位上。能義神(中略)阿式神。並正五位下。	授位	三実十一・一六六 三実二十・三〇〇

(備考) 『文実』仁壽元年九月十六日乙酉条(三〇頁)、『三実』元慶二年三月三日己亥条(四二三頁)に見える「青幡佐草壯丁命」「青幡佐草壯丁神」は、『文実』の頭注に「佐、原作位、據広本及神名式改」とあり、式内社の「佐久佐神社」に宛てられるためここでは挙げない。
『三実』貞観十年九月二十一日辛亥条(二三五頁)、貞観十三年十一月十日壬午条(三〇一頁)に見える「温沼神」は、頭注に「温沼、或云當作塩治」とあり、式内社の「鹽治神社」に宛てられるためここでは挙げない。

山陰道 石見国 (五所)

府中神	清和	貞観十三・四・三己卯	石見國。霹靂神。國府中神。(中略)並從五位下。	授位	三実十九・二八六
國府中神	陽成	貞観十七・十・十己未	石見國。(中略)從五位下。府中神。從五位上。	授位	三実二十七・三六六
石神	陽成	元慶三・九・四辛卯	石見國。(中略)從五位上。府中神。國分寺霹靂神。並正五位下。	授位	三実三十六・四五七
石塔鬼王帝釋天王國社	清和	貞観十六・九・八癸巳	石見國。上言。石神。二。自出雲國一。來。是日。並授從五位下。	授位	三実二十六・三四九
神	陽成	元慶二・九・十六戊申	石見國。石塔鬼王帝釋天王國社。並從五位下。	授位	三実三十四・四三八
相尾國社神	陽成	元慶四・二・八壬辰	石見國。正六位上。相尾國社神。常世國社神。並從五位下。	授位	三実三十七・四七〇
常世國社神	陽成	元慶四・二・八壬辰	石見國。正六位上。相尾國社神。常世國社神。並從五位下。	授位	三実三十七・四七〇

山陰道 隱岐国 (二所)

日乃賣神	清和	貞観十三・閏八・二十九壬申	隱岐國。(中略)无位。日乃賣神。並從五位下。	授位	三実二十二・九四
健須佐雄神	光孝	元慶八・三・二十七戊子	隱岐國。正六位上。健須佐雄神。從五位下。	授位	三実四十五・五五六

山陽道 播磨国 (七所)

足速手速神	文徳	嘉祥三・九・十八壬辰	授播磨國。足速手速神。從五位下。	授位	文実二・一九
速素彋烏神	清和	貞観八・七・十三乙卯	播磨國。无位。速素彋烏神。速風武雄神。並授從五位下。	授位	三実十三・一九一
速風武雄神	清和	貞観八・七・十三乙卯	播磨國。无位。速素彋烏神。速風武雄神。並授從五位下。	授位	三実十三・一九一
射目埼神	清和	貞観十・閏十二・二十一庚戌	播磨國。正六位上。射目埼神。(中略)並從五位下。	授位	三実十五・二三七
姥女神	陽成	元慶元・四・七戊寅	授播磨國。正六位上。姥女神。(中略)並從五位下。	授位	三実三十一・四〇一
英賀彥神	陽成	元慶五・五・五壬子	播磨國。正六位上。英賀彥神。英賀姫神。並授從五位下。	授位	三実三十九・四九八
英賀姫神	陽成	元慶五・五・五壬子	播磨國。正六位上。英賀彥神。英賀姫神。並授從五位下。	授位	三実三十九・四九八

山陽道 美作国 (三所)

奈关神	清和	貞観五・五・二十八庚寅	美作國。從五位下。天石門別神。奈关(即癸字之譌)神。大佐々神。並授 _二 從五位上 _一 。	授位	三実七・一三三
大佐々神	清和	貞観五・五・二十八庚寅	美作國。從五位下。天石門別神。奈关神。大佐々神。並授 _二 從五位上 _一 。	授位	三実七・一三三
御鳴神	清和	貞観十七・三・二十九壬子	美作國。(中略)從五位下。御鳴神。從五位上。	授位	三実二十七・三六〇 三六一

山陽道 備中国 (二所)

穴濟神之惡神	景行	景行二十七・十二	到 _二 吉備 _一 。以渡 _二 穴海 _一 。其處有 _二 惡神 _一 。則殺之。	神畏	書紀七・二二二
穴濟神	景行	景行二十八・二	唯。吉備。穴濟神。及難波。柏濟神。皆有 _二 害心 _一 。	神畏	書紀七・二二二
宮原神	清和	貞観六・二・五壬戌	備中國。正六位上。宮原神。(中略)並從五位下。	授位	三実八・一三一
	清和	貞観六・十・十五戊辰	備中國。從五位下。宮原神。加 _二 授從五位上 _一 。	授位	三実九・一四二

山陽道 備後国 (五所)

大藏神	清和	貞観二・二・二十八己酉	授 _二 備後國。正六位上。大藏神。神田神。並從五位下 _一 。	授位	三実四・四八
神田神	清和	貞観二・二・二十八己酉	授 _二 備後國。正六位上。大藏神。神田神。並從五位下 _一 。	授位	三実四・四八
大神神	清和	貞観三・十・二十庚申	備後國。正六位上。大神々。天照眞良建雄神。並授 _二 從五位下 _一 。	授位	三実五・八一
天照眞良建雄神	清和	貞観三・十・二十庚申	備後國。正六位上。大神々。天照眞良建雄神。並授 _二 從五位下 _一 。	授位	三実五・八一
隱嶋神	陽成	元慶二・十二・十五丙子	授 _二 備後國。无位。隱嶋神。從五位下 _一 。	授位	三実三十四・四四〇

山陽道 安芸国 (十一所)

大麻天神	清和	貞観元・三・二十六壬午	安藝國。正六位上。大麻天神。伊都岐嶋中子天神。水分天神。天社天神。並從五位下。	授位	三実二・二三
伊都岐嶋中子天神	清和	貞観元・三・二十六壬午	安藝國。正六位上。大麻天神。伊都岐嶋中子天神。水分天神。天社天神。並從五位下。	授位	三実二・二三
水分天神	清和	貞観元・三・二十六壬午	安藝國。正六位上。大麻天神。伊都岐嶋中子天神。水分天神。天社天神。並從五位下。	授位	三実二・二三

山陽道 長門国 (八所)						
鹿集神	文徳	仁壽元・十・八丙午	長門國。鹿集。福賀磨。能峯。壬生等四神。並授 _二 從五位下 _一 。	授位	文実三・三一	
福賀磨神	文徳	仁壽元・十・八丙午	長門國。鹿集。福賀磨。能峯。壬生等四神。並授 _二 從五位下 _一 。	授位	文実三・三一	
能峯神	文徳	仁壽元・十・八丙午	長門國。鹿集。福賀磨。能峯。壬生等四神。並授 _二 從五位下 _一 。	授位	文実三・三一	
壬生神	文徳	仁壽元・十・八丙午	長門國。鹿集。福賀磨。能峯。壬生等四神。並授 _二 從五位下 _一 。	授位	文実三・三一	
武智石打命神	清和	貞観十五・十二・十五丙午	長門國。(中略)正六位上。武智石打命神。意久神。土地神。(中略)並從五位下。	授位	三実二十四・三三三	
意久神	清和	貞観十五・十二・十五丙午	長門國。(中略)正六位上。武智石打命神。意久神。土地神。(中略)並從五位下。	授位	三実二十四・三三三	
土地神	清和	貞観十五・十二・十五丙午	長門國。(中略)正六位上。武智石打命神。意久神。土地神。(中略)並從五位下。	授位	三実二十四・三三三	
宮城神	清和	仁和二・十一・十四己丑	長門國。(中略)從五位下。宮城神。從五位上。	授位	三実四十九・六二〇	
山陽道 周防国 (三所)						
天社天神	清和	貞観元・三・二十六壬午	安藝國。正六位上。大麻天神。伊都岐嶋中子天神。水分天神。天社天神。並從五位下。	授位	三実二・二三	
天磐門別神	清和	貞観五・十・二十九戊子	安藝國。正六位上。天磐門別神。在屋神。並從五位下。	授位	三実七・一九	
在屋神	清和	貞観五・十・二十九戊子	安藝國。正六位上。天磐門別神。在屋神。並從五位下。	授位	三実七・一九	
安藝都彦神	清和	貞観九・十・十三戊寅	安藝國。(中略)從五位上。安藝都彦神。正五位下。	授位	三実十四・二三三	
生石神	清和	貞観九・十・十三戊寅	安藝國。(中略)正六位上。生石神。從五位上。	授位	三実十四・二三三	
伊都嶋宗形小專神	清和	貞観九・十・十三戊寅	安藝國。(中略)正六位上。伊都嶋宗形小專神。榎櫃神。並從五位下。	授位	三実十四・二三三	
榎櫃神	清和	貞観九・十・十三戊寅	安藝國。(中略)正六位上。伊都嶋宗形小專神。榎櫃神。並從五位下。	授位	三実十四・二三三	
風伯神	陽成	元慶七・十二・二十八庚申	安藝國。正六位上。風伯神。(中略)並從五位下。	授位	三実四十四・五四六	
山田神	陽成	元慶二・六・二十三丁亥	周防國。正六位上。赤田神。山田神。並授 _二 從五位下 _一 。	授位	三実三十三・四三一 四三二 四三三	
赤田神	陽成	元慶二・六・二十三丁亥	周防國。正六位上。赤田神。山田神。並授 _二 從五位下 _一 。	授位	三実三十三・四三一 四三二 四三三	
比美神	清和	貞観九・八・十六壬午	周防國。正五位上。出雲神。石城神。比美神。並授 _二 從四位下 _一 。	授位	三実十四・二二〇	

北海道 紀伊国（六所）

玉津嶋之神明	聖武	神亀元・十・十六壬寅	紀伊國（中略）奠 _二 祭。玉津嶋之神。明光浦之靈 _一 。	祭祀	統紀九・一〇二
玉出嶋神	陽成	元慶五・十一・二十二丁酉	紀伊國。正六位上。玉出嶋神。並從五位下。	授位	三実四十五〇五
明光浦之靈	聖武	神亀元・十・十六壬寅	紀伊國（中略）奠 _二 祭。玉津嶋之神。明光浦之靈 _一 。	祭祀	統紀九・一〇二
御船神	清和	貞觀三・七・二甲戌	紀伊國。正六位上。御船神。從五位下。	授位	三実五・七八
三前神	清和	貞觀十七・十・十己未	紀伊國。正六位上（原作下、今從類史 _二 六）。三前神。從五位下。	授位	三実二十七・三六六
大位神	清和	貞觀十七・十二・二十七丙子	紀伊國。正六位上。大位神。並從五位下。	授位	三実二十七・三六八
浦上國津姫神	光孝	仁和元・十二・二十九己卯	授 _二 紀伊國。正六位上。浦上國津姫神。從五位下 _一 。	授位	三実四十八・六〇一

北海道 淡路国（一所）

出石刀子祠	垂仁	垂仁八十八・七	是後。出石刀子自然。至于淡路嶋。其嶋人。謂 _レ 神。而為 _二 刀子立 _レ 祠。是。於 _レ 今所 _レ 祠也。	祭祀	書紀上六・一九一 一九二
-------	----	---------	--	----	-----------------

（備考）「出石刀子祠」は、『神祇志料』『神社叢録』では「生石社」としているが、ここでは『国史大系本』の本文にもとづき「出石刀子祠」とする。

北海道 阿波国（五所）

葦稻葉神	仁明	承和九・十・二壬戌	阿波國。无位。葦（原作葦、據三実元慶三年六月紀改）稻葉神。並從五位下。	授位	統後紀十二・二四五
葦稻羽神	清和	貞觀九・四・二十三壬辰	阿波國。從五位上。葦稻羽神。（中略）並授 _二 正五位上 _一 。	授位	三実十四・二五〇二六
	清和	貞觀十六・三・十四癸酉	正五位上。建水分神。（中略）阿波國。葦稻葉神。並從四位下。	授位	三実二十五・三三九
	陽成	元慶三・六・二十三壬午	阿波國。（中略）從四位下。葦稻羽神。從四位上。	授位	三実三十六・四五五
白鳥神	清和	貞觀三・三・六庚辰	授 _二 阿波國。正六位上。白鳥神。從五位下 _一 。	授位	三実五・六九
白馬神	陽成	元慶七・十二・二甲午	授 _二 阿波國。從五位下。和多都美豐玉比咩神。白馬神。並從五位上 _一 。	授位	三実四十四・五四四
伊比良咩神	清和	貞觀十四・十一・二十九乙未	阿波國。正六位上。伊比良咩神。船盡比咩神。並從五位下。	授位	三実二十二・三一八
船盡比咩神	清和	貞觀十四・十一・二十九乙未	阿波國。正六位上。伊比良咩神。船盡比咩神。並從五位下。	授位	三実二十二・三一八
殖生女屋神	陽成	元慶七・十二・二十八庚申	阿波國。從五位下。殖生女屋神。八杵神。並從五位上。	授位	三実四十四・五四六

北海道 釧路国（七所）

梶州天川宇夫志奈神	清和	貞観六・十・十五戊辰	讚岐國。正六位上。屋栗神。梶州（恐誤、此下或脱神字、天川下亦同）・天川・宇夫志奈神。賀富良津神等。並從五位下。	授位	三実九・一四二
天河神	陽成	元慶五・十一・十四戊午	授 _二 讚岐國。從五位下。天河神。從五位上。	授位	三実四十・五〇六
賀富良津神	清和	貞観六・十・十五戊辰	讚岐國。正六位上。屋栗神。梶州・天川・宇夫志奈神。賀富良津神等。並從五位下。	授位	三実九・一四二
高家神	清和	貞観九・五・十七乙卯	授 _二 讚岐國。正六位上。高家神。從五位下。	授位	三実十四・二二七
松井神	陽成	元慶元・四・七戊寅	授 _二 （中略）讚岐國。松井神。並從五位下。	授位	三実三十一・四〇一
船山神	陽成	元慶五・十一・十四戊午	讚岐國。（中略）正六位上。船山神。万農池神。並從五位下。	授位	三実四十・五〇六
万農池神	陽成	元慶五・十一・十四戊午	讚岐國。（中略）正六位上。船山神。万農池神。並從五位下。	授位	三実四十・五〇六

（備考）「梶州・天川・宇夫志奈神」は、『神社叢録』『神祇志料』では「梶州神」「天川神」「宇夫志奈神」の三神としているが、ここでは『国史大系本』の分け方にもとづき一神とする。
 「万農池神」を『国史現在社神名帳』『神社叢録』『神祇志料』では、式内社の「野野神社」、もしくは「神野神社」と考察を加えているが、明白ならずとして、ここでははひとまず挙げる。

北海道 伊予国（十所）

伊方神	清和	貞観二・閏十・十六壬戌	進 _二 伊豫國。（中略）正六位上。伊方神。授 _二 從五位下。	授位	三実四・五七
高繩神	清和	貞観五・九・二十五甲寅	伊豫國。正六位上。高繩神。並從五位下。	授位	三実七・一一八
浮嶋神	清和	貞観九・二・五乙亥	伊豫國。（中略）正六位上。浮嶋神。從五位下。	授位	三実十四・二一〇
風伯神	清和	貞観十七・三・二十九壬子	伊豫國。正六位上。風伯神。並從五位下。	授位	三実二十七・三六一
墓邊神	陽成	元慶二・七・八辛丑	伊豫國。无位。墓邊神。雄郡神。並從五位下。	授位	三実三十四・四三三
雄郡神	陽成	元慶二・七・八辛丑	伊豫國。无位。墓邊神。雄郡神。並從五位下。	授位	三実三十四・四三三
井河神	光孝	元慶八・十一・十七甲戌	授 _二 伊豫國。正六位上。井河神。從五位下。	授位	三実四十六・五七四
徳威神	光孝	仁和元・二・十丙申	伊豫國。正六位上。徳威神。門嶋神。宇和津彦神。並從五位下。	授位	三実四十七・五八一
門嶋神	光孝	仁和元・二・十丙申	伊豫國。正六位上。徳威神。門嶋神。宇和津彦神。並從五位下。	授位	三実四十七・五八一
宇和津彦神	光孝	仁和元・二・十丙申	伊豫國。正六位上。徳威神。門嶋神。宇和津彦神。並從五位下。	授位	三実四十七・五八一

北海道 土佐国(十二所)

殖田上神	清和	貞観八・五・二十二乙丑	土左國。(中略)正六位上。殖田上神。峯・本神。祈年神。並從五位下。	授位	三実十二・一八四
祈年神	清和	貞観八・五・二十二乙丑	土左國。(中略)正六位上。殖田上神。峯・本神。祈年神。並從五位下。	授位	三実十二・一八四
神奈地祇神	清和	貞観八・八・七己卯	土左國。(中略)正六位上。神奈(類史作岑)地祇神。從五位下。	授位	三実十三・一九二
宗我神	清和	貞観十・閏十二・二十二庚戌	土左國。無位。宗我神。並從五位下。	授位	三実十五・三三七
立山神	清和	貞観十二・三・五丁巳	土左國。從五位上。立山神。正五位下。	授位	三実十七・二六九
小村神	清和	貞観十二・三・五丁巳	土左國。(中略)從五位下。小村神。從五位上。	授位	三実十七・二六九
大谷神	清和	貞観十二・三・五丁巳	土左國。(中略)正六位上。大谷神。從五位下。	授位	三実十七・二六九
伊勢神	陽成	元慶三・九・二十七甲寅	土左國。(中略)從五位下。大谷神。從五位上。	授位	三実三十六・四五八
並山神	陽成	元慶三・九・二十七甲寅	授 _二 土左國。正六位上。伊勢神。從五位下。	授位	三実十八・二八〇
宇賀神	陽成	元慶三・九・二十七甲寅	授 _二 土左國。正五位下。並山神。正五位上。	授位	三実三十六・四五八
堰留神	光孝	元慶八・十・四辛卯	土左國。(中略)正六位上。宇賀神。從五位下。	授位	三実三十六・四五八
石留神	光孝	元慶八・十・四辛卯	授 _二 土左國。正六位上。堰留神(今意補)。石留神。並從五位下。	授位	三実四十六・五七三
	光孝	元慶八・十・四辛卯	授 _二 土左國。正六位上。石留神。並從五位下。	授位	三実四十六・五七三

(備考) 『三実』貞観八年五月二十二日乙丑条(一八四頁)に見られる「正六位上(中略)・峯・本神。(中略)並從五位下」は、頭注に「峯本神、神階記作朝峯神坂本神」と記すように、「朝峯(岑)神」「坂本神」の二神と考えられ式内社であるが、『国史現在社神名帳』『神社叢録』では、これらを「峯本神」の一神として式外神に挙げている。ここでは『国史大系本』の頭注にもとづき式内社とするが、考慮を要する。

西海道 筑前国(十一所)

大倉主神	仲哀	仲哀八・正・四壬午	是浦口。有 _二 男女 _二 神 _一 。男神。曰 _二 。大倉主 _一 。女神。曰 _二 。菟夫羅媛 _一 。	祭祀	書紀上八・三三四、 二三五
菟夫羅媛	仲哀	仲哀八・正・四壬午	是浦口。有 _二 男女 _二 神 _一 。男神。曰 _二 。大倉主 _一 。女神。曰 _二 。菟夫羅媛 _一 。	祭祀	書紀上八・三三四、 二三五
朝倉社	齊明	齊明七・五・九癸卯	斷 _二 除朝倉社木 _一 而作 _二 此宮 _一 之故。	祭祀	書紀下二十六・二七七
香椎宮	聖武	天平九・四・朔乙巳	遣 _二 使 _一 於伊勢神宮。大神社。筑紫住吉。八幡二社。及 _二 香椎宮 _一 。奉 _レ 幣。以告 _二 新羅无禮之状 _一 。	奉幣	統紀十二・一四三
香椎廟	淳仁	天平寶字三・八・六己亥	遣 _二 。太宰帥三品船親王 _一 。於 _二 香椎廟 _一 。奏 _レ 應 _レ 伐 _二 新羅 _一 之状 _上 。	祈請	統紀二十二・二六五
檉日廟	淳仁	天平寶字六・十一・十六庚寅	奉 _二 幣于 _一 。香椎廟。以下為 _レ 征 _二 新羅 _一 調 _中 習軍旅 _上 也。	奉幣	統紀二十四・二八九

嵯峨	弘仁元・十二・十六壬午	遣 _下 參議正四位下。巨勢朝臣野足。奉 _中 幣帛於。八幡大神宮。檉日廟 _上 。賽 _二 静乱之禱 _一 也。	奉幣	後紀二十・九三
仁明	天長十・四・五壬戌	遣 _下 從四位下行。伊豫權守和氣朝臣眞綱。奉 _中 御釵幣帛。於。八幡大菩薩宮。及。香椎廟 _上 。告 _二 新即 _レ 位也。	奉幣	統後紀一・一〇
	承和八・五・二十己丑	遣 _下 從四位下。勘解由長官。和氣朝臣仲世。奉 _中 幣。八幡大神。及。香椎廟 _上 。	奉幣	統後紀十・一二〇
	承和十・十・十八癸酉	遣 _レ 使奉 _二 幣。於。香椎廟 _上 。為 _レ 令 _二 寶位無 _レ 動。國家太平 _一 也。	奉幣	統後紀十三・一六二
	貞觀六・八・十五己巳	制。筑前國。香椎廟司。以 _二 六年 _一 為 _二 任限 _一 。	社職	三実九・一四〇
	元慶元・二・二十一癸亥	遣 _下 從五位下行。主殿權助在原朝臣友子。向 _二 豊前國。八幡大菩薩宮。香椎廟 _上 。奉 _中 幣劔等物 _上 。	奉幣	三実三十・三九四
背布利神	清和	筑前國。正六位上。背布利神。並從五位下。	授位	三実十八・二七五
鳥野神	清和	筑前國。從五位下。鳥野神。(中略)並從五位上。	授位	三実二十三・三二三
	貞觀十五・四・五己亥	筑前國。鳥野神。並從五位上。(恐 _レ 當作正五位下)。	授位	三実四十二・五二七
	元慶六・十・九戊申	筑前國。(中略)正六位上。高磯比咩神。從五位下。	授位	三実三十二・四一一
高磯比咩神	陽成	筑前國。(中略)正六位上。天照神。從五位下。	授位	三実三十二・四一五
天照神	陽成	元慶元・十二・十五辛巳	授位	三実三十七・四七三
賀津萬神	陽成	元慶四・三・二十二乙亥	授位	三実三十七・四七三
大歳神	陽成	元慶四・三・二十二乙亥	授位	三実三十七・四七三
託神咩神	陽成	元慶四・三・二十二乙亥	授位	三実三十七・四七三

(備考) 『統日本紀』大寶二年十月三日丁酉条(一五頁)に見える「大宰所部神九處」には、式外社が含まれる可能性もあるが明白ならず。考慮を要する。「託神咩神」を『国史大系本』の本文では「託神。咩神」と二神にするが、ここでは一神として掲げた。

西海道 筑後国 (三所)

八女津媛	景行	景行十八・七・七丁酉	有 ^二 。女神 ^一 。名曰 ^二 。八女津媛 ^一 。常居 ^二 山中 ^一 。	祭祀	書紀上七・二〇九
宗像神	仁明	承和七・四・二十一丙寅	筑後國。(中略)又・敷八等。宗像神。從五位下	授位	統後紀九・一〇〇
高樹神	陽成	元慶二・十一・十三甲辰	筑後國。高樹神。並從五位下(原作上、今意改)。	授位	三実三十四・四四〇

(備考) 「宗像神」の頭注に「又、此下恐当補筑前國三字」とあり、当神を筑前國の鎮座とするが明白ならず。考慮を要するが、ここでは筑後國として挙げておく。

西海道 豊前国 (一所)

大富神	清和	貞観二・十・三己卯	授 ^二 豊前國。正六位上。大富神。從五位下 ^一 。	授位	三実四・五四〜五五
-----	----	-----------	---	----	-----------

西海道 豊後国 (四所)

比賣語曾社神	垂仁	垂仁二・十	詣 ^二 于難波 ^一 。為 ^二 。比賣語曾社神 ^一 。且至 ^二 豊國。國前郡 ^一 。復為 ^二 。比賣語曾社神 ^一 。並 ^二 處見 ^レ 祭焉。	祭祀	書紀上六・一七七
志我神	景行	景行十二・十	是時。禱神。則。志我神。直入物部神。直入中臣神。三神矣。	祭祀	書紀上七・二〇四
直入物部神	景行	景行十二・十	是時。禱神。則。志我神。直入物部神。直入中臣神。三神矣。	祭祀	書紀上七・二〇四
直入中臣神	景行	景行十二・十	是時。禱神。則。志我神。直入物部神。直入中臣神。三神矣。	祭祀	書紀上七・二〇四

(備考) 「比賣語曾社神」は、『国史現在社神名帳』では豊前国としているが、「国前郡」は後の豊後国国埼郡と思われ、よって豊後国に宛てられる。

西海道 肥前国 (十五所)

久治國神	清和	貞観二・二・八己丑	肥前國。(中略)從五位下。豫等比咩天神。久治國神。天山神。志々岐神。並從五位上。	授位	三実四・四七
天山神	清和	貞観二・二・八己丑	肥前國。(中略)從五位下。豫等比咩天神。久治國神。天山神。志々岐神。並從五位上。	授位	三実四・四七
温泉神	光孝	仁和元・二・十丙申	温泉神。並從五位上。	授位	三実四十七・五八一
温泉神	清和	貞観二・二・八己丑	肥前國。(中略)從五位下。豫等比咩天神。久治國神。天山神。志々岐神。並從五位上。	授位	三実四・四七

西海道 肥後国 (三所)							
金立神	清和	貞観二・二・八己丑	肥前国。(中略)正六位上。金立神。従五位下。	授位	三実四・四七		
稻佐雄神	光孝	元慶八・十二・十六壬寅	肥前国。(中略)従五位下。金立神。従五位上。	授位	三実四十六・五七六		
稻佐雄神	清和	貞観三・八・二十四乙丑	肥前国。正六位上。稻佐雄神。丹生神。並授二従五位下一。	授位	三実五・七九〇		
堤雄神	光孝	仁和元・二・十丙申	肥前国。(中略)稻佐雄神。堤雄神。並従五位上。	授位	三実四十七・五八一		
丹生神	清和	貞観三・八・二十四乙丑	肥前国。正六位上。稻佐雄神。堤雄神。丹生神。並授二従五位下一。	授位	三実五・七九〇		
甘南備神	清和	貞観三・八・二十四乙丑	肥前国。正六位上。稻佐雄神。堤雄神。丹生神。並授二従五位下一。	授位	三実五・七九〇		
宗形天神	清和	貞観十二・正・十一甲子	授一肥前国。正六位上。甘南備神。従五位下。(類史二六戊本大本作上)一。	授位	三実十七・二五九		
白角折神	清和	貞観十三・四・三己卯	肥前国。宗形天神。並従五位下。	授位	三実十九・二八六		
葛木一言主神	清和	貞観十五・九・十六戊寅	肥前国。(中略)従五位下。宗形神。従五位上。	授位	三実二十四・三二九		
温知神	清和	貞観十五・九・十六戊寅	肥前国。(中略)正六位上。(一本及類史此上有上字)白角折神。葛木一言主神。温知神。並従五位下。	授位	三実二十四・三二九		
神嶋神	清和	貞観十五・九・十六戊寅	肥前国。(中略)正六位上。白角折神。葛木一言主神。温知神。並従五位下。	授位	三実二十四・三二九		
鳴神	清和	貞観十五・九・十六戊寅	肥前国。(中略)正六位上。白角折神。葛木一言主神。温知神。並従五位下。	授位	三実二十四・三二九		
銀山神	清和	貞観十五・九・十六戊寅	肥前国。(中略)正六位上。白角折神。葛木一言主神。温知神。並従五位下。	授位	三実二十四・三二九		
曾男神	文徳	天安元・六・十九甲申	在二肥後国一。従五位上。曾男神。授二正五位下一。	授位	文実九・一〇〇		
奈我神社	清和	貞観十八・九・九癸未	肥後国。(中略)於二所部。正六位上。奈我神社。河邊一。獲二白亀一。神乃助レ化。	神畏	三実二十九・三八一		
蒲智比咩神社	陽成	元慶二・九・七己亥	肥後国。(中略)宇土郡。正六位上。蒲智比咩神社。前河水。變レ赤如レ血。縁邊山野草木彫枯。宛如二嚴冬一。	神畏	三実三十四・四三七		

西海道 日向国（一所）

高智保皇神	仁明	承和十・九・十九甲辰	日向・日向國（原在無位都濃皇神上、據同上移）。無位。高智保皇神。無位。	授位	統後紀十三・一六一 一六二
	清和	天安二・十・二十二己酉	授日向國。從五位上。高智保神。都農神等。從四位上。	授位	三実一・七

西海道 薩摩国（七所）

志奈毛神	清和	貞觀二・三・二十庚午	薩摩國。（中略）從五位下。志奈毛神。白羽火雷神。智賀尾神。賀紫	授位	三実四・四九
白羽火雷神	清和	貞觀二・三・二十庚午	久利神。鹿兒嶋神。並授從五位上。	授位	三実四・四九
智賀尾神	清和	貞觀二・三・二十庚午	薩摩國。（中略）從五位下。志奈毛神。白羽火雷神。智賀尾神。賀紫	授位	三実四・四九
鹿兒嶋神	清和	貞觀二・三・二十庚午	久利神。鹿兒嶋神。並授從五位上。	授位	三実四・四九
伊余色神	清和	貞觀二・三・二十庚午	薩摩國。（中略）正六位上。伊余色神。從五位下。	授位	三実四・四九
紫美神	清和	貞觀八・四・七辛巳	薩摩國。（中略）正六位上。紫美神。從五位下。	授位	三実十二・一八一
	清和	貞觀十・三・八壬寅	授薩摩國。正六位上。紫美神。從五位下。	授位	三実十五・三三二
多夫施神	清和	貞觀十五・四・五己亥	薩摩國。正六位上。多夫施神。（中略）並從五位下。	授位	三実二十三・三三三

西海道 壹岐国（一所）

眞賀山神	清和	貞觀七・七・二十六乙巳	壹岐嶋。正六位上。見上神。眞賀山神等。並從五位下。	授位	三実十一・一六一
------	----	-------------	---------------------------	----	----------

北海道 対馬国 (三所)

告刀神	清和	貞観十二・三・五丁巳	對馬嶋。(中略)從五位下。大告刀神。(中略)告(原作吉、據神名式改、下同)刀神。(中略)國本神。(中略)並從五位上。	授位	三実十七・二六九
國本神	清和	貞観十二・三・五丁巳	對馬嶋。(中略)從五位下。大告刀神。(中略)告刀神。(中略)國本神。(中略)並從五位上。	授位	三実十七・二六九
平野神	陽成	元慶三・五・二十一庚戌	授對馬嶋。正五位下。平野神(今意補)。住吉神。並從四位下。	授位	三実三十五・四五二

追記：この表覧はもとより完全なものではなく、必ずや増補・改訂を必要とするが、ひとまずは公表することにした。なお、六国史からの検索にあたり、越智(旧姓・守谷)幸乃さんの協力を得た。

(國學院大學神道文化学部、国立歴史民俗博物館共同研究員)
 (二〇〇八年六月一七日受理、二〇〇八年七月二九日審査終了)